

四 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

改正案	現行
（定義） 第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 二の三 （略） 三 資産流動化証券 次に掲げるものをいう。 イ 内国資産流動化証券 ロに掲げる有価証券、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）第二条第十項に規定する特定約束手形及び第八条第二号に掲げる有価証券をいう。 ロ 特定内国資産流動化証券 法第二条第一項第四号及び第八号に掲げる有価証券をいう。 ハ （略） ニ 特定外国資産流動化証券 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第四号及び第八号に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。 三の二 十一 （略） 十二 有価証券の売出し 法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第二項各号に規定する有価証券の売出しを除く。） 、法第四条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般	（定義） 第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 二の三 （略） 三 資産流動化証券 次に掲げるものをいう。 イ 内国資産流動化証券 法第二条第一項第四号及び第八号に掲げる有価証券、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）第二条第十項に規定する特定約束手形並びに第八条第二号に掲げる有価証券をいう。 （新設） ロ （略） （新設） 三の二 十一 （略） 十二 有価証券の売出し 法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第四号に規定する有価証券の売出しを除く。） 、法第四条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一

勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）、法第四条第三項に規定する特定投資家等取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。以下同じ。）及び特定組織再編成交付手続（法第二条の二第五項に規定する特定組織再編成交付手続をいう。以下同じ。）をいう。

十三（二十九）（略）

（有価証券信託受益証券）

第一条の二 令第二条の三第三号に規定する内閣府令で定める事項は、特定有価証券信託受益証券にあつては、次に掲げる事項とする。

一 （略）

二 当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券が同一種類の特定有価証券（特定有価証券の発行者が同一で、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。）第十条の二第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である特定有価証券をいい、次に掲げるすべての要件を満たすものを除く。）であること。

イ・ロ （略）

三（五）（略）

（法第二章の規定が適用されない信託の受益権）

一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）、法第四条第三項に規定する特定投資家等取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。以下同じ。）及び特定組織再編成交付手続（法第二条の二第五項に規定する特定組織再編成交付手続をいう。以下同じ。）をいう。

十三（二十九）（略）

（有価証券信託受益証券）

第一条の二 令第二条の三第三号に規定する内閣府令で定める事項は、特定有価証券信託受益証券にあつては、次に掲げる事項とする。

一 （略）

二 当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券が同一種類の特定有価証券（特定有価証券の発行者が同一で、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。）第十二条第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である特定有価証券をいい、次に掲げるすべての要件を満たすものを除く。）であること。

イ・ロ （略）

三（五）（略）

第一条の四 令第二条の十第一項第一号りに規定する内閣府令で定める信託の受益権は、法第四十三条の三第一項の規定により金銭その他の保証金を金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第四百四十三条第一項第一号に定める金銭信託により管理する場合における当該金銭信託に係る信託の受益権とする。

（届出を要しない有価証券の募集又は売出し）

第二条 発行者が特定有価証券の発行者である場合における法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に掲げるものの以外の当該募集又は売出しとする。

一 （略）

二 募集（令第一条の六に規定する要件に該当することにより募集に該当することとなった場合に限る。）に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日前六月以内に発行された同種の新規発行証券（同条に規定する同種の新規発行証券をいう。）の発行価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集

二の二 売出し（令第一条の八の三に規定する要件に該当することにより売出しに該当することとなった場合に限る。）に係る有価証券の売出価額の総額に、当該有価証券の売付け勧誘等（法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下同じ。）が行われる日以前一月以内に売付け勧誘等が行われた同種の既発行証券（

（新設）

（届出を要しない有価証券の募集又は売出し）

第二条 発行者が特定有価証券の発行者である場合における法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に掲げるものの以外の当該募集又は売出しとする。

一 （略）

二 募集（令第一条の六第一号で定める要件に該当することにより募集に該当することとなった場合に限る。）に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日前六月以内に発行された同号に規定する同種の新規発行証券の発行価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集

（新設）

令第一条の八の三に規定する同種の既発行証券をいう。第五条第三項及び第十四条において同じ。）の売価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該売出し

三〇六（略）

（適格機関投資家向け勧誘が行われる有価証券の発行者の代理人）

第三条 その有価証券発行勧誘等（法第四条第二項に規定する有価証券発行勧誘等をいう。以下同じ。）が適格機関投資家向け勧誘（法第二十三条の十三第一項に規定する適格機関投資家向け勧誘をいう。第十九条第一項本文において同じ。）に該当する特定有価証券（次条において「適格機関投資家向け特定有価証券」という。）を発行する外国の者は、本邦内に住所を有する者であつて、当該外国特定有価証券の譲渡に関する行為につき、当該外国特定有価証券の発行者を代理する権限を有するもの（同条において「発行者の代理人」という。）を定めなければならない。

（特定投資家向け有価証券から除かれる有価証券の範囲）

第四条の二 令第二条の十二の四第一項に規定する内閣府令で定める有価証券は、特定上場有価証券（法第二条第三十三項に規定する特定上場有価証券をいう。）で特定有価証券に該当するもの（第十一条の三第四項において「特定上場特定有価証券」という。）及び特定店頭売買有価証券（令第二条の十二の四第三項第二号に規定する特定店頭売買有価証券をいう。）で特定有価証券に該当するもの（

三〇六（略）

（適格機関投資家向け勧誘が行われる有価証券の発行者の代理人）

第三条 その有価証券発行勧誘等（法第四条第一項第四号に規定する有価証券発行勧誘等をいう。以下同じ。）が適格機関投資家向け勧誘（法第二十三条の十三第一項に規定する適格機関投資家向け勧誘をいう。第十九条第二項本文において同じ。）に該当する特定有価証券（次条において「適格機関投資家向け特定有価証券」という。）を発行する外国の者は、本邦内に住所を有する者であつて、当該外国特定有価証券の譲渡に関する行為につき、当該外国特定有価証券の発行者を代理する権限を有するもの（次条において「発行者の代理人」という。）を定めなければならない。

（特定投資家向け有価証券から除かれる有価証券の範囲）

第四条の二 令第二条の十二の二第一項に規定する内閣府令で定める有価証券は、特定上場有価証券（法第二条第三十三項に規定する特定上場有価証券をいう。）で特定有価証券に該当するもの（第十一条の三第四項において「特定上場特定有価証券」という。）及び特定店頭売買有価証券（令第二条の十二の二第三項第二号に規定する特定店頭売買有価証券をいう。）で特定有価証券に該当するもの（

第十一条の三第四項において「特定店頭売買特定有価証券」という。）とする。

（特定投資家向け有価証券に該当しない旨の承認申請書の提出の手續等）

第四条の三 令第二条の十二の四第一項に規定する有価証券で特定有価証券に該当するものの発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、これを財務局長に提出しなければならない。

一・二 （略）

2 令第二条の十二の四第一項に規定する所有者の数は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるところにより計算した数とする。

一 （略）

二 外国特定有価証券 基準特定期間の末日において当該特定有価証券の保管の委託を受けている金融商品取引業者等（法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。）の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第二十五条第四項において同じ。）を除く。）の数

3 （略）

第十一条の三第四項において「特定店頭売買特定有価証券」という。）とする。

（特定投資家向け有価証券に該当しない旨の承認申請書の提出の手續等）

第四条の三 令第二条の十二の二第一項に規定する有価証券で特定有価証券に該当するものの発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、これを財務局長等に提出しなければならない。

一・二 （略）

2 令第二条の十二の二第一項に規定する所有者の数は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるところにより計算した数とする。

一 （略）

二 外国特定有価証券 基準特定期間の末日において当該特定有価証券の保管の委託を受けている金融商品取引業者等（法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。）の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第二十一条第二項第三号ロ及び第二十五条第四項において同じ。）を除く。）の数

3 （略）

(同一種類の有価証券)

第四条の五 法第四条第三項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、定義府令第十条の二第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である特定有価証券とする。

(有価証券通知書)

第五条 (略)

2 (略)

3 法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 当該有価証券の売出しに係る有価証券の所有者であつて、次に掲げる者

イ 当該有価証券の発行者又は当該発行者の子会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第三号に規定する子会社をいう。以下この項及び第十四条において同じ。)若しくは主要株主(法第二十九条の四第二項に規定する主要株主をいう。以下この項及び第十四条において同じ。)

ロ 当該有価証券の発行者の役員(法第二十一条に規定する役員をいう。以下この項及び第十四条において同じ。)又は発起人(外国会社にあつては、発起人に相当する者。以下この項及び同条において同じ。)

ハ 当該有価証券の発行者の子会社の役員又は発起人
ニ イからハまでに掲げる者に類するもの

(同一種類の有価証券)

第四条の五 法第四条第三項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、定義府令第十二条第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である特定有価証券とする。

(有価証券通知書)

第五条 (略)

2 (略)

(新設)

二 当該有価証券の売出しに係る引受人（法第二条第六項第一号に掲げる行為を行う者を除く。）に該当する金融商品取引業者等

三 当該有価証券と同種の既発行証券に係る取得勧誘（法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下同じ。）又は売付け勧誘等に係る引受人に該当する金融商品取引業者等であり、かつ、次に掲げる者のいずれかに該当するもの

イ 当該有価証券の売出しに係る有価証券の発行者の子会社又は主要株主

ロ 当該有価証券の売出しに係る有価証券の発行者が属する企業集団（法第五条第一項第二号に規定する企業集団をいう。第十条において同じ。）に属する者

ハ イ及びロに掲げる者に類するもの

4 |
(略)

(開示が行われている場合)

第七条 法第四条第七項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該特定有価証券と同一の発行に係る特定有価証券について既に行われた売出し又は当該特定有価証券と同種の特定有価証券（定義府令第十条の二第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が当該特定有価証券と同一である他の特定有価証券をいう。）について既に行われた募集若しくは売出しに関する法第四条第一項から第三項までの規定による届出がその効

3 |
(略)

(開示が行われている場合)

第七条 法第四条第七項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該特定有価証券と同一の発行に係る特定有価証券について既に行われた売出し又は当該特定有価証券と同種の特定有価証券（定義府令第十二条第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が当該特定有価証券と同一である他の特定有価証券をいう。）について既に行われた募集若しくは売出しに関する法第四条第一項から第三項までの規定による届出がその効力

力を生じている場合（当該特定有価証券の発行者が法第二十四条第五項において準用する同条第一項ただし書の規定の適用を受けている者である場合を除く。）

二（略）

（有価証券届出書の記載内容等）

第十条 法第五条第五項において準用する同条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、当該資産信託流動化受益証券の発行者である原委託者（定義府令第九条第一号に規定する原委託者をいう。以下同じ。）の本店の所在地（原委託者が個人である場合にあつては、住所）を管轄する財務局（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局。以下「原委託者管轄財務局等」という。）が当該資産信託流動化受益証券の発行者である受託者の本店の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局。以下「受託者管轄財務局等」という。）と異なるときは、当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、関東財務局長（金融庁長官による法第九条第一項若しくは第十条第一項（これらの規定を法第二十四条の二第二項若しくは第二十四条の五第五項において準用し、又はこれらの規定を法第二十七条において準用す

を生じている場合（当該特定有価証券の発行者が法第二十四条第五項において準用する同条第一項ただし書の規定の適用を受けている者である場合を除く。）

二（略）

（有価証券届出書の記載内容等）

第十条 法第五条第五項において準用する同条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、当該資産信託流動化受益証券の発行者である原委託者（定義府令第九条第一号に規定する原委託者をいう。以下同じ。）の本店の所在地（原委託者が個人である場合にあつては、住所）を管轄する財務局（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局。以下「原委託者管轄財務局等」という。）が当該資産信託流動化受益証券の発行者である受託者の本店の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局。以下「受託者管轄財務局等」という。）と異なるときは、当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

る場合を含む。)の規定による訂正届出書若しくは訂正報告書又は法第二十三条の九第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)若しくは第二十三条の十第一項(同条第五項において準用し、又はこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による訂正発行登録書の提出の命令に応じてこれらの書類を提出する場合は、金融庁長官。第十八条第一項、第十八条の五、第十八条の六、第十八条の八、第二十四条第一項、第二十四条の二第一項、第二十七条の四第一項及び第三十条を除き、以下同じ。)に提出しなければならない。	
2 (略)	2 (略)
2 (組込方式による有価証券届出書) 第十一条の二 (略)	2 (組込方式による有価証券届出書) 第十一条の二 (略)
2 法第五条第五項において準用する同条第三項に規定する有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものは、特定有価証券の発行者が次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成し、関東財務局長に提出した有価証券報告書とする。	2 法第五条第五項において準用する同条第三項に規定する有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものは、内国投資証券の発行者にあつては第七号の三様式、外国投資証券の発行者にあつては第八号様式により作成し、関東財務局長に提出した有価証券報告書とする。
1 内国投資証券 第七号の三様式 2 外国投資証券 第八号様式 3 特定内国資産流動化証券 第八号の二様式 4 特定外国資産流動化証券 第八号の三様式 3 第一項に規定する期間継続して有価証券報告書のうち前項に規定	3 第一項に規定する期間継続して有価証券報告書のうち前項に規定

するものを提出している者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、法第五条第五項において準用する同条第三項の規定により、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書を作成することができる。

- 一 内国投資証券 第四号の三の二様式
- 二 外国投資証券 第四号の四の二様式
- 三 特定内国資産流動化証券 第五号の二の二様式
- 四 特定外国資産流動化証券 第五号の三の二様式

（参照方式による有価証券届出書）

第十一条の三 法第五条第五項において準用する同条第四項各号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げるすべての要件を満たす者が、次の各号に掲げる有価証券に係る有価証券届出書を提出しようとする場合には、法第五条第五項において準用する同条第四項の規定により、当該各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書を作成することができる。

- 一 内国投資証券 第四号の三の三様式
- 二 外国投資証券 第五号様式
- 三 特定内国資産流動化証券 第五号の二の三様式
- 四 特定外国資産流動化証券 第五号の三の三様式

2
（略）

3 法第五条第五項において準用する同条第四項第一号に規定する内

するものを提出している者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、法第五条第五項において準用する同条第三項の規定により、内国投資証券の発行者にあつては第四号の三の二様式、外国投資証券の発行者にあつては第四号の四の二様式により有価証券届出書を作成することができる。

（参照方式による有価証券届出書）

第十一条の三 法第五条第五項において準用する同条第四項各号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げるすべての要件を満たす者が、内国投資証券又は外国投資証券に係る有価証券届出書を提出しようとする場合には、同項の規定により、内国投資証券の発行者にあつては第四号の三の三様式、外国投資証券の発行者にあつては第五号様式により有価証券届出書を作成することができる。

2
（略）

3 法第五条第五項において準用する同条第四項第一号に規定する内

閣府令で定めるものは、特定有価証券の発行者が次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成し、関東財務局長に提出した有価証券報告書とする。

- 一 内国投資証券 第七号の三様式
- 二 外国投資証券 第八号様式
- 三 特定内国資産流動化証券 第八号の二様式
- 四 特定外国資産流動化証券 第八号の三様式

4 法第五条第五項において準用する同条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- 一 内国投資証券又は外国投資証券 有価証券届出書を提出しようとする者が、本邦の金融商品取引所に上場されている内国投資証券若しくは外国投資証券（特定上場特定有価証券を除く。以下この号において「上場投資証券」という。）又は認可金融商品取引業協会（法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ。）に店頭売買有価証券（同条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）として登録されている内国投資証券若しくは外国投資証券（特定店頭売買特定有価証券を除く。以下この号において「店頭登録投資証券」という。）を発行しており、かつ、次のいずれかに該当すること。

イ 上場日等（当該者の発行する内国投資証券又は外国投資証券が、上場投資証券にあつては法第二十四条第五項において準用する同条第一項第一号（法第二十七条において準用する場合を

閣府令で定めるものは、内国投資証券の発行者にあつては第七号の三様式、外国投資証券の発行者にあつては第八号様式により作成し、関東財務局長に提出した有価証券報告書とする。

4 法第五条第五項において準用する同条第四項第二号に規定する内

閣府令で定める基準は、有価証券届出書を提出しようとする者が、本邦の金融商品取引所に上場されている内国投資証券若しくは外国投資証券（特定上場特定有価証券を除く。以下この項において「上場投資証券」という。）又は認可金融商品取引業協会（法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ。）に店頭売買有価証券（法第二条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）として登録されている内国投資証券若しくは外国投資証券（特定店頭売買特定有価証券を除く。以下この項において「店頭登録投資証券」という。）を発行しており、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 上場日等（当該者の発行する内国投資証券又は外国投資証券が、上場投資証券にあつては、法第二十四条第五項において準用する同条第一項第一号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券に該当することとなった日、店頭登録投資証券にあつては、同項第二号（法第二十七条において準用する場合

含む。）に掲げる有価証券に該当することとなった日、店頭登録投資証券にあつては法第二十四条第五項において準用する同条第一項第二号（法第二十七条において準用する場合を含む。）

）に掲げる有価証券に該当することとなった日という。以下この号において同じ。）が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済国内投資証券又は外国投資証券について、当該有価証券届出書の提出日の六月前の日から提出日の前日までの間のいずれかの日（以下この号において「算定基準日」という。）以前三年間の金融商品市場（法第二十四条第四項に規定する金融商品市場をいう。以下において同じ。）における売買金額又は認可金融商品取引業協会の発表する売買金額（以下この号において「売買金額」という。）の合計を三で除して得た額が百億円以上であり、かつ、三年平均時価総額（当該算定基準日、その日の属する年（以下及びロにおいて「算定基準年」という。）の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における時価総額（金融商品市場における時価総額又は認可金融商品取引業協会の発表する時価総額をいう。以下この号において「時価総額」という。）の合計を三で除して得た額をいう。二において同じ。）が百億円以上であること。

ロ 上場日等が当該有価証券届出書の提出日以前三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済国内投資証券又は外国投資証券について、算定基準日

合を含む。）に掲げる有価証券に該当することとなった日という。以下この項において同じ。）が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済国内投資証券又は外国投資証券について、当該有価証券届出書の提出日前六月のいずれかの日（以下この項において「算定基準日」という。）以前三年間の金融商品市場（法第二十四条第四項に規定する金融商品市場をいう。以下この項において同じ。）における売買金額又は認可金融商品取引業協会の発表する売買金額（以下この項において「売買金額」という。）の合計を三で除して得た額が百億円以上であり、かつ、三年平均時価総額（当該算定基準日、その日の属する年（以下この項において「算定基準年」という。）の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における時価総額（金融商品市場における時価総額又は認可金融商品取引業協会の発表する時価総額をいう。以下この項において「時価総額」という。）の合計を三で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

二 上場日等が当該有価証券届出書の提出日以前三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済国内投資証券又は外国投資証券について、算定基準日以前二年間の売買金額の合計を二で除して得た額が百億円以上であり、かつ、二年平均時価総額（当該算定基準日及び算定基準年の前年の応当日における時価総額の合計を二で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

以前二年間の売買金額の合計を二で除して得た額が百億円以上であり、かつ、二年平均時価総額（当該算定基準日及び算定基準年の前年の応当日における時価総額の合計を二で除して得た額をいう。二において同じ。）が百億円以上であること。

ハ 上場日等が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合において、当該者の発行済内国投資証券又は外国投資証券について、算定基準日以前一年間の売買金額が百億円以上であり、かつ、基準時時価総額（当該算定基準日における時価総額をいう。二において同じ。）が百億円以上であること。

ニ 当該者の発行済内国投資証券又は外国投資証券について、三年平均時価総額（上場日等が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合には二年平均時価総額、上場日等が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合には基準時時価総額）が二百五十億円以上であること。

ホ 当該有価証券届出書の提出日以前五年間において、当該者がその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された内国投資証券又は外国投資証券の発行価額又は売価額の総額が百億円以上であること。

二 特定内国資産流動化証券又は特定外国資産流動化証券 有価証券届出書の提出日以前五年間において、当該有価証券届出書を提

三 上場日等が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合において、当該者の発行済内国投資証券又は外国投資証券について、算定基準日以前一年間の売買金額が百億円以上であり、かつ、基準時時価総額（当該算定基準日における時価総額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

四 当該者の発行済内国投資証券又は外国投資証券について、三年平均時価総額（上場日等が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合には、二年平均時価総額、上場日等が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合には、基準時時価総額）が二百五十億円以上であること。

五 一の指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。以下同じ。）により、当該者が既に発行した内国投資証券又は外国投資証券のいずれかに金融庁長官が指定格付機関ごとに指定した格付（以下この号において「特定格付」という。）が付与され、かつ、他の指定格付機関により、当該者が既に発行した内国投資証券若しくは外国投資証券又はその募集若しくは売出しに関し法第四条第一項に規定する届出をしようとする内国投資証券若しくは外国投資証券のいずれかに特定格付が付与されていること（これらの格付が公表されている場合に限る。）。

出しようとする者が、その募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された特定国内資産流動化証券又は特定外国資産流動化証券の発行価額又は売価額の総額が百億円以上であること。

(有価証券届出書の添付書類)

第十二条 有価証券届出書に添付すべき書類として法第五条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、当該書類が当該有価証券届出書提出前一年以内に当該有価証券届出書に係る特定有価証券と同一の種類の特定有価証券について提出された有価証券届出書に添付して提出されたものと同一内容のものである場合には、これを除く。

一 国内特定有価証券の募集又は売出しに係る有価証券届出書（第四号の三の二様式、第四号の三の三様式、第五号の二の二様式及び第五号の二の三様式により作成された有価証券届出書を除く。）

次に掲げる書類

イ (略)

ロ 当該特定有価証券の発行につき役員会の決議、投資主総会の決議若しくは組合員総会の決議があつた場合における当該役員会の議事録の写し、当該投資主総会の議事録の写し若しくは当該組合員総会の議事録の写し又はこれらに類する書面

(有価証券届出書の添付書類)

第十二条 有価証券届出書に添付すべき書類として法第五条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。ただし、当該書類が当該有価証券届出書提出前一年以内に当該有価証券届出書に係る特定有価証券と同一の種類の特定有価証券について提出された有価証券届出書に添付して提出されたものと同一内容のものである場合には、これを除く。

一 国内特定有価証券の募集又は売出しに係る有価証券届出書の場合（第四号の三の二様式及び第四号の三の三様式により作成された有価証券届出書を除く。）

イ (略)

ロ 当該特定有価証券の発行につき役員会の決議、投資主総会の決議又は組合員総会の決議があつた場合における当該役員会の議事録の写し、当該投資主総会の議事録の写し又は当該組合員総会の議事録の写し

ハヽホ (略)

二 第四号の三の二様式及び第五号の二の二様式により作成された有価証券届出書 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

三 第四号の三の三様式により作成された有価証券届出書 次に掲げる書類

イヽホ (略)

四 第五号の二の三様式により作成された有価証券届出書 次に掲げる書類

イ 前号イからニまでに掲げる書類

ロ 資産流動化計画の概要を的確かつ簡明に説明した書面

五 外国特定有価証券の募集又は売出しに係る有価証券届出書（第四号の四の二様式、第五号様式、第五号の三の二様式及び第五号の三の三様式により作成された有価証券届出書を除く。） 次に掲げる書類

イヽニ (略)

ホ 外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

六 第四号の四の二様式及び第五号の三の二様式により作成された有価証券届出書 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 前号ロからホまでに掲げる書類

ハヽホ (略)

二 第四号の三の二様式により作成された有価証券届出書

イ・ロ (略)

三 第四号の三の三様式により作成された有価証券届出書

イヽホ (略)

(新設)

四 外国特定有価証券の募集又は売出しに係る有価証券届出書の場合（第四号の四の二様式及び第五号様式により作成された有価証券届出書を除く。）

イヽニ (略)

(新設)

五 第四号の四の二様式により作成された有価証券届出書

イ・ロ (略)

ハ 前号ロからニまでに掲げる書類

七 第五号様式により作成された有価証券届出書 次に掲げる書類

イ 二 (略)

八 第五号の三の三様式により作成された有価証券届出書 次に掲げる書類

イ 前号イからハまでに掲げる書類

ロ 資産流動化計画の概要を的確かつ簡明に説明した書面

2
(略)

(目論見書の作成を要しない有価証券の売出し)

第十四条 法第十三条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の売出しとする。

一 法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当しないもの
二 有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が次に掲げる者に該当しない場合における当該有価証券の売出し

イ 当該有価証券の発行者又は当該発行者の子会社若しくは主要株主

ロ 当該有価証券の発行者の役員又は発起人

ハ 当該有価証券の発行者の子会社の役員又は発起人

ニ イからハまでに掲げる者に類するもの

三 有価証券の売出しを行う金融商品取引業者等が当該有価証券の売出しに係る引受人(法第二条第六項第一号に規定する行為を行う者を除く。)に該当しない場合における当該有価証券の売出し
四 有価証券の売出しを行う金融商品取引業者等が当該有価証券と

六 第五号様式により作成された有価証券届出書

イ 二 (略)

(新設)

2
(略)

(目論見書の作成を要しない有価証券の売出し)

第十四条 法第十三条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当しないものとする。

同種の既発行証券に係る取得勧誘又は売付け勧誘等に係る引受人に該当せず、かつ、次に掲げる者に該当しない場合における当該有価証券の売出し

イ 当該有価証券の売出しに係る有価証券の発行者の子会社又は主要株主

ロ 当該有価証券の売出しに係る有価証券の発行者が属する企業集団に属する者

ハ イ及びロに掲げる者に類するもの

(届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の記載内容)

第十五条 法第十三条第二項第一号イ(1)(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

- 一 内国投資信託受益証券 第二十五号様式により記載すべき事項
- 二 外国投資信託受益証券 第二十五号の二様式により記載すべき事項

三〇十六 (略)

(届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の記載内容)

第十五条 法第十三条第二項第一号イ(1)(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

- 一 内国投資信託受益証券 第四号様式第一部及び第二部に掲げる事項
- 二 外国投資信託受益証券 第四号の二様式第一部及び第二部に掲げる事項

三〇十六 (略)

(届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項)

第十五条の二 法第十三条第二項第一号イ(2)(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書 次に掲げる事項

イ 当該届出目論見書に係る有価証券(内国投資信託受益証券及び外国投資信託受益証券(以下この条及び第十六条の二において「投資信託受益証券」という。)に限る。)の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法

ロ 当該届出目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項から第三項までの規定による届出が行われている場合(イに掲げる事項を記載している場合を除く。)には、当該届出がその効力を生じている旨

ハ〜ヘ (略)

二 届出仮目論見書 次に掲げる事項

イ 当該届出仮目論見書に係る有価証券(投資信託受益証券に限る。)の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無(当該効力が生じていない場合

(届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項)

第十五条の二 法第十三条第二項第一号イ(2)(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書 次に掲げる事項

(新設)

イ 当該届出目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項から第三項までの規定による届出が行われている場合には、当該届出がその効力を生じている旨

ロ〜ホ (略)

二 届出仮目論見書 次に掲げる事項

(新設)

においては、当該届出仮目論見書に記載された内容につき訂正が行われることがある旨を含む。）を確認する方法

ロ 当該届出仮目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項から第三項までの規定による届出が行われている場合（イに掲げる事項を記載している場合を除く。）には、当該届出をした日及び当該届出の効力が生じていない旨

ハ (略)

ニ 前号ハからヘまでに掲げる事項

2 (略)

（届出を要する有価証券に係る請求があつたときに交付しなければならない目論見書の記載内容）

第十六条 法第十三条第二項第二号イ(1)（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

一 内国投資信託受益証券 第四号様式に掲げる事項

二 外国投資信託受益証券 第四号の二様式に掲げる事項

三・四 (略)

（届出を要する有価証券に係る請求があつたときに交付しなければならない目論見書の特記事項）

イ 当該届出仮目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項から第三項までの規定による届出が行われている場合には、当該届出をした日及び当該届出の効力が生じていない旨

ロ (略)

ハ 前号ロからホまでに掲げる事項

2 (略)

（届出を要する有価証券に係る請求があつたときに交付しなければならない目論見書の記載内容）

第十六条 法第十三条第二項第二号イ(1)（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

一 内国投資信託受益証券 第四号様式第三部に掲げる事項

二 外国投資信託受益証券 第四号の二様式第三部に掲げる事項

三・四 (略)

（届出を要する有価証券に係る請求があつたときに交付しなければならない目論見書の特記事項）

第十六条の二 法第十三条第二項第二号イ(2)(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書 次に掲げる事項

イ 当該届出目論見書に係る有価証券(投資信託受益証券に限る。)の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法

ロ 当該届出目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項から第三項までの規定による届出が行われている場合(イに掲げる事項を記載している場合を除く。)には、当該届出がその効力を生じている旨

ハ・ニ (略)

二 届出仮目論見書 次に掲げる事項

イ 当該届出仮目論見書に係る有価証券(投資信託受益証券に限る。)の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無(当該効力が生じていない場合においては、当該届出仮目論見書に記載された内容につき訂正が行われることがある旨を含む。)を確認する方法

ロ 当該届出仮目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項から第三項までの規定による届出が行われて

第十六条の二 法第十三条第二項第二号イ(2)(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書 次に掲げる事項

(新設)

イ 当該届出目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項から第三項までの規定による届出が行われている場合には、当該届出がその効力を生じている旨

ロ・ハ (略)

二 届出仮目論見書 次に掲げる事項
(新設)

イ 当該届出仮目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項から第三項までの規定による届出が行われて

いる場合（イに掲げる事項を記載している場合を除く。）には、当該届出をした日及び当該届出の効力が生じていない旨

ハ| (略)

ニ| 前号ハ及びニに掲げる事項

（発行登録書の記載内容等）

第十八条 法第二十三条の第三第一項の規定により有価証券の募集又は売出しを登録しようとする者は、募集又は売出しごとに、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により発行登録書三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一・二 (略)

三| 特定国内資産流動化証券 第十五号の二様式

四| 特定外国資産流動化証券 第十六号の二様式

2 法第二十三条の八第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける有価証券の募集又は売出しを登録しようとする者は、募集又は売出しごとに、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により発行登録書三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一 投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債 第十五号の三様式

二 第十八条の七の二に規定する短期外債（資産流動化法に規定する特定社債のうち、同条各号に掲げる要件のすべてに該当するも

いる場合には、当該届出をした日及び当該届出の効力が生じていない旨

ロ| (略)

ハ| 前号ロ及びハに掲げる事項

（発行登録書の記載内容等）

第十八条 法第二十三条の第三第一項の規定により有価証券の募集又は売出しを登録しようとする者は、募集又は売出しごとに、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により発行登録書三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一・二 (略)

（新設）

（新設）

2 法第二十三条の八第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける有価証券の募集又は売出しを登録しようとする者は、募集又は売出しごとに、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により発行登録書三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一 投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債 第十五号の二様式

二 短期外債（第十八条の七の二に規定するものをいう。） 第十六号の二様式

のを除く。〕 第十六号の三様式

(発行登録書の添付書類)

第十八条の二 法第二十三条の三第二項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 第十五号様式及び第十五号の三様式により作成した発行登録書
次に掲げる書類

イ、ニ (略)

二 第十六号様式及び第十六号の三様式により作成した発行登録書
次に掲げる書類

イ、ニ (略)

三 第十五号の二様式により作成した発行登録書 次に掲げる書類
イ 定款(第二十七条第一項ただし書の規定により、当該発行登録書の参照書類に含まれていない場合に限る。)

ロ 第一号ロ及びハに掲げる書類

ハ 資産流動化計画の概要を的確かつ簡明に説明した書面

四 第十六号の二様式により作成した発行登録書 次に掲げる書類

イ 前号イからハまでに掲げる書類

ロ 第二号ロからニまでに掲げる書類

2 発行登録書(訂正発行登録書を含む。第十八条の八第二項及び第十八条の九第一項において同じ。)には、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付することができる

(発行登録書の添付書類)

第十八条の二 法第二十三条の三第二項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 第十五号様式及び第十五号の二様式により作成した発行登録書

イ、ニ (略)

二 第十六号様式及び第十六号の二様式により作成した発行登録書

イ、ニ (略)

(新設)

(新設)

2 発行登録書(訂正発行登録書を含む。第十八条の八第二項及び第十八条の九第一項において同じ。)には、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付することができる

。 一 第十五号様式及び第十五号の三様式により作成した発行登録書 当該特定有価証券の発行につき役員会の決議又は投資主総会の決議があつた場合における当該役員会の議事録の写し又は当該投資主総会の議事録の写し 二 第十六号様式及び第十六号の三様式により作成した発行登録書 次に掲げる書類 イゝハ (略) 三 第十五号の二様式により作成した発行登録書 当該特定有価証券の発行につき社員総会の決議があつた場合における当該社員総会の議事録の写し又は当該取締役の過半数の同意があつたことを知るに足る書面 四 第十六号の二様式により作成した発行登録書 次に掲げる書類 イ 前号に掲げる書類 ロ 第二号ロ及びハに掲げる書類 3 第一項第二号及び第四号並びに前項第二号及び第四号に掲げる書類が日本語によつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならぬ。 (訂正発行登録書の提出事由等) 第十八条の三 法第二十三条の四に規定する内閣府令で定める事情は、次に掲げるものとする。 一 (略)	。 一 第十五号様式及び第十五号の二様式により作成した発行登録書 当該特定有価証券の発行につき役員会の決議又は投資主総会の決議があつた場合における当該役員会の議事録の写し又は当該投資主総会の議事録の写し 二 第十六号様式及び第十六号の二様式により作成した発行登録書 イゝハ (略) (新設) (新設) 3 第一項第二号イからニまで及び前項第二号イからハまでに掲げる書類が日本語によつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならぬ。 (訂正発行登録書の提出事由等) 第十八条の三 法第二十三条の四に規定する内閣府令で定める事情は、次に掲げるものとする。 一 (略)
--	---

二 記載された発行残高の上限を減額しなければならない事情が生じたこと。 三 記載された引受けを予定する金融商品取引業者のうちの主たるものに異動があったこと（発行登録書が第十五号の二様式又は第十六号の二様式により作成されたものである場合に限る。）。	（新設） （新設）
四 （略） 2 法第二十三条の四の規定により訂正発行登録書を提出しようとする発行登録者（同条に規定する発行登録者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により訂正発行登録書三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。	二 （略） 2 法第二十三条の四の規定により訂正発行登録書を提出しようとする発行登録者（同条に規定する発行登録者をいう。以下同じ。）は、内国投資証券の発行者にあつては第十七号様式、外国投資証券の発行者にあつては第十八号様式により訂正発行登録書三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。
一 内国投資証券 第十七号様式 二 外国投資証券 第十八号様式 三 特定内国資産流動化証券 第十七号の二様式 四 特定外国資産流動化証券 第十八号の二様式 3 法第二十三条の四に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。	一 発行予定額の増額 二・三 （略） 3 法第二十三条の四に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
一 発行予定額又は発行残高の上限の増額 二・三 （略） （発行登録取下届出書の記載内容） 第十八条の五 法第二十三条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により発行登録を取り下げようとする発	一 発行予定額の増額 二・三 （略） （発行登録取下届出書の記載内容） 第十八条の五 法第二十三条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により発行登録を取り下げようとする発

行登録者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により発行登録取下届出書を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

- 一 内国投資証券 第十九号様式
- 二 外国投資証券 第二十号様式
- 三 特定内国資産流動化証券 第十九号の二様式
- 四 特定外国資産流動化証券 第二十号の二様式

（発行登録追補書類の記載内容等）

第十八条の六 法第二十三条の八第一項の規定により登録されている特定有価証券を取得させ、又は売り付けようとする発行登録者は、当該特定有価証券の募集又は売出しごとに、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により発行登録追補書類三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

- 一 内国投資証券 第二十一号様式
- 二 外国投資証券 第二十二号様式
- 三 特定内国資産流動化証券 第二十一号の二様式
- 四 特定外国資産流動化証券 第二十二号の二様式

（発行登録追補書類の提出を要しない有価証券）

第十八条の七の二 令第三条の二の二第四号に規定する内閣府令で定めるものは、振替外債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下この条において「社債等振替法」という

行登録者は、内国投資証券の発行者にあつては第十九号様式、外国投資証券の発行者にあつては第二十号様式により発行登録取下届出書を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

（発行登録追補書類の記載内容等）

第十八条の六 法第二十三条の八第一項の規定により登録されている特定有価証券を取得させ、又は売り付けようとする発行登録者は、当該特定有価証券の募集又は売出しごとに、内国投資証券の発行者にあつては第二十一号様式、外国投資証券の発行者にあつては第二十二号様式により発行登録追補書類三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

（発行登録追補書類の提出を要しない有価証券）

第十八条の七の二 令第三条の二の二第四号に規定する内閣府令で定めるものは、振替外債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下この条において「社債等振替法」という

。〕第二百二十七条において準用する社債等振替法第六十六条（第一号を除く。）に規定する振替外債（社債等振替法第一百八条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号イからニまでを除く。）に規定する資産流動化法に規定する特定社債、社債等振替法第一百五十五条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号イからニまでを除く。）に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債及び同法に規定する外国投資証券で投資法人債券に類する証券に表示されるべき権利の性質を有するものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの（第二十一条において「短期外債」という。）とする。

一〇四 （略）

（発行登録通知書の記載内容等）

第十八条の八 法第二十三条の八第四項において準用する法第四条第六項の規定により特定有価証券の発行者が提出する発行登録通知書は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

- 一 内国投資証券 第二十三号様式
- 二 外国投資証券 第二十四号様式
- 三 特定内国資産流動化証券 第二十三号の二様式
- 四 特定外国資産流動化証券 第二十四号の二様式

2 発行登録通知書には、次の各号に掲げる特定有価証券の発行者の

。〕第二百二十七条において準用する社債等振替法第六十六条（第一号を除く。）に規定する振替外債（社債等振替法第一百八条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号イからニまでを除く。）に規定する資産流動化法に規定する特定社債、社債等振替法第一百五十五条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号イからニまでを除く。）に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債及び同法に規定する外国投資証券で投資法人債券に類する証券に表示されるべき権利の性質を有するものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの（第二十条の二において「短期外債」という。）とする。

一〇四 （略）

（発行登録通知書の記載内容等）

第十八条の八 法第二十三条の八第四項において準用する法第四条第六項の規定により提出する発行登録通知書は、内国投資証券の発行者にあつては第二十三号様式、外国投資証券の発行者にあつては第二十四号様式により作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

2 発行登録通知書には、次の各号に掲げる特定有価証券の発行者の

区分に応じ、当該各号に定める書類（第十八条の二第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。）を添付しなければならない。

一 内国投資証券の発行者 次に掲げる書類

イ・ロ （略）

二 外国投資証券の発行者 次に掲げる書類

イ・ハ （略）

三 特定内国資産流動化証券の発行者 次に掲げる書類

イ 当該特定有価証券の発行につき社員総会の決議があつた場合における当該社員総会の議事録の写し又は当該取締役の過半数の同意があつたことを知るに足る書面

ロ 第一号ロに掲げる書類

四 特定外国資産流動化証券の発行者 次に掲げる書類

イ 前号イ及びロに掲げる書類

ロ 第二号ロ及びハに掲げる書類

3 前項第二号イ及びロ並びに第四号に掲げる書類が日本語によつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

4・5 （略）

（発行登録追補書類の添付書類）

第十八条の九 法第二十三条の八第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる発行登録追補書類の区分に応じ、当該各号に定める書類（

区分に応じ、当該各号に定める書類（第十八条の二第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。）を添付しなければならない。

一 内国投資証券の発行者

イ・ロ （略）

二 外国投資証券の発行者

イ・ハ （略）

（新設）

（新設）

3 前項第二号イ又はロに掲げる書類が日本語によつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

4・5 （略）

（発行登録追補書類の添付書類）

第十八条の九 法第二十三条の八第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる発行登録追補書類の区分に応じ、当該各号に定める書類（

第十八条の二第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。」とする。

一 第二十一号様式により作成した発行登録追補書類 次に掲げる書類

イゝハ (略)

二 第二十二号様式により作成した発行登録追補書類 次に掲げる書類

イゝニ (略)

三 第二十一号の二様式により作成した発行登録追補書類 次に掲げる書類

イ 当該特定有価証券の発行につき社員総会の決議があつた場合における当該社員総会の議事録の写し又は当該取締役の過半数の同意があつたことを知るに足る書面

ロ 第一号ロに掲げる書面

ハ 資産流動化計画の概要を的確かつ簡明に説明した書面

四 第二十二号の二様式により作成した発行登録追補書類 次に掲げる書類

イ 前号イからハまでに掲げる書類

ロ 第二号ロからニまでに掲げる書面

2 前項第二号及び第四号に掲げる書類が日本語によつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

(適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等)

第十八条の二第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。」とする。

一 第二十一号様式により作成した発行登録追補書類

イゝハ (略)

二 第二十二号様式により作成した発行登録追補書類

イゝニ (略)

(新設)

(新設)

2 前項第二号イからニまでに掲げる書類が日本語によつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

(適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等)

第十九条 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該有価証券の有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等が適格機関投資家向け勧誘に該当することにより当該有価証券発行勧誘等又は当該有価証券交付勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一 当該有価証券の有価証券発行勧誘等に令第一条の四第一号ハに規定する条件が付されている場合 当該有価証券発行勧誘等に付された条件の内容

二 当該有価証券の有価証券交付勧誘等に令第一条の七の四第一号ハに規定する条件が付されている場合 当該有価証券交付勧誘等に付された条件の内容

三 当該有価証券に定義府令第十一条第一項又は第十三条の四第一項に定める方式に従った譲渡に関する制限が付されている場合 当該制限の内容

四 当該有価証券が定義府令第十一条第二項又は第十三条の四第二項に定める要件に該当している場合 当該要件の内容

2 | 法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める場合は、当該適格機関投資家向け勧誘に係る有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額に、当該適格機関投資家向け勧誘を行う日前一月以内に行われた適格機関投資家向け勧誘に係る当該有価証券と同一種類の有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額を合算した金額が一億円未満

第十九条 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める者は、当該適格機関投資家向け勧誘を行う者及び当該適格機関投資家向け勧誘等に係る特定有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘を行う適格機関投資家（法第二十三条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。第二十一条第二項において同じ。）とする。

2 | 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、当該特定有価証券の有価証券発行勧誘等が適格機関投資家向け勧誘に該当することにより当該有価証券発行勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一 当該特定有価証券の有価証券発行勧誘等に令第一条の四第一号に規定する条件が付されている場合 当該有価証券発行勧誘等に付された条件の内容

二 当該特定有価証券に定義府令第十一条第一項に定める方式に従った譲渡に関する制限が付されている場合 当該制限の内容

三 当該特定有価証券が定義府令第十一条第二項又は第三項に定める要件に該当している場合 当該要件の内容

3 | 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める金額は、一億円とする。

となる場合とする。

(特定投資家向け勧誘等に係る告知の方法等)

第十九条の二 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第三項各号に掲げる行為を行う者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、次項各号又は第三項各号に掲げる事項を告知しなければならない。

一 取引所金融商品市場(法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下この号において同じ。)において行う取引又はこれに密接に関連する取引に係る売付け勧誘等を行う場合
当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所を介して行う方法その他の当該金融商品取引所の定める規則において定める方法

二・三 (略)

2 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第三項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧誘等に、それぞれ令第一条の五の二第二項第一号ロ若しくは第二号ロ若しくは定義府令第十二条第一号ロ又は令第一条の八の二第二号ロ若しくは第二号ロ若しくは定義府令第十三条の六第一号ロに規定する条件が付されている場合には、その内容

四〇六 (略)

(特定投資家向け勧誘等に係る告知の方法等)

第十九条の二 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第三項各号に掲げる行為を行う者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、次項各号又は第三項各号に掲げる事項を告知しなければならない。

一 取引所金融商品市場(法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下この号において同じ。)において行う取引又はこれに密接に関連する取引に係る売付け勧誘等(同条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下同じ。)を行う場合
当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所を介して行う方法その他の当該金融商品取引所の定める規則において定める方法

二・三 (略)

2 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第三項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧誘等に、それぞれ令第一条の五の二第二項第一号ロ若しくは第二号ロ若しくは定義府令第十一条の三第一号ロ又は令第一条の八の二第一号ロ若しくは第二号ロ若しくは定義府令第十三条の三第一号ロに規定する条件が付されている場合には、その内容

四〇六 (略)

3 (略)

(少人数向け勧誘等に係る告知の内容等)

第二十条 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該特定有価証券の有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等が少人数向け勧誘（法第二十三条の十三第四項に規定する少人数向け勧誘をいう。）に該当することにより当該有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 当該特定有価証券に定義府令第十三条第一項又は第十三条の七第一項に定める方式に従った譲渡に関する制限が付されている場合 当該制限の内容

二 前号に掲げる場合のほか当該特定有価証券が定義府令第十三条第二項若しくは第三項又は第十三条の七第二項若しくは第三項に定める要件を満たしている場合 当該要件のうち当該特定有価証券の所有者の権利を制限するものの内容

三 当該特定有価証券が第一条第五号又は第五号の二に掲げる特定有価証券である場合 当該特定有価証券が法第二条第二項各号に掲げる権利であること

2 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第四項に規定する内閣府令で定める場合は、当該少人数向け勧誘に係る有価証券の発行価額

3 (略)

(少人数向け勧誘等に係る告知の内容等)

第二十条 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該特定有価証券の有価証券発行勧誘等が少人数向け勧誘（法第二十三条の十三第四項に規定する少人数向け勧誘をいう。）に該当することにより当該有価証券発行勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 当該特定有価証券に定義府令第十三条第一項に定める方式に従った譲渡に関する制限が付されている場合 当該制限の内容

二 前号に掲げる場合のほか当該特定有価証券が定義府令第十三条第二項又は第三項に定める要件を満たしている場合 当該要件のうち当該特定有価証券の所有者の権利を制限するものの内容

三 当該特定有価証券が第一条第五号又は同条第五号の二に掲げる特定有価証券である場合 当該特定有価証券が法第二条第二項各号に掲げる権利であること

2 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第四項に規定する内閣府令で定める金額は、一億円とする。

又は譲渡価額の総額に、当該少数人数向け勧誘を行なう日以前一月以内に行なわれた少数人数向け勧誘に係る当該有価証券と同一種類の有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額を合算した金額が一億円未満となる場合とする。

(削る)

(少数人数向け勧誘に係る告知を要しない有価証券)

第二十一条 令第三条の三第三号に規定する内閣府令で定めるものは、短期外債とする。

(少数人数向け勧誘に係る告知を要しない有価証券)
第二十条の二 令第三条の二の三第三号に規定する内閣府令で定めるものは、短期外債とする。

(海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等)

第二十一条 特定有価証券に係る法第二十三条の十四第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定める金額は、一億円とする。

2 特定有価証券に係る法第二十三条の十四第一項ただし書(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一 次のいずれかの場合に該当すること。

イ 当該特定有価証券が外国金融商品取引所(本邦以外の地域において設立されている金融商品取引所をいう。以下この号において同じ。)に上場されている場合(当該有価証券の発行者が当該外国金融商品取引所が設立されている国(州その他の地域を含む。以下この号において同じ。))の法令又は当該外国金融

商品取引所の規則に基づき、当該特定有価証券の内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ロ 当該特定有価証券が店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該特定有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が金融商品取引所に上場されている有価証券に準ずるものである場合（その国の法令等に基づき、当該特定有価証券の内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ハ イ又はロに掲げる場合のほか当該特定有価証券の発行された国の法令において、当該特定有価証券の発行者が、当該法令の定める期間ごとに継続してイ又はロに定める当該特定有価証券の内容等の開示に関する書類に準じた書類を開示すべきこととなっている場合

二 当該特定有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ 金融商品取引業者（認可金融商品取引業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。）、「登録金融機関（法第十二条第十一項に規定する登録金融機関をいい、認可金融商品取引業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。）又は金融商品仲介業者（法第十二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。次号ハにおいて同じ。）が適格機関投資家以外の者に当該特定有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下この項において単に「勧誘」という。）を行う場合には、認可金融商品取引業協会の規則に定める当該特定有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付す

べきものとされていること。

ロ 当該特定有価証券の保管の委託を受けた金融商品取引業者又は登録金融機関が当該委託をした者から請求を受けた場合には、認可金融商品取引業協会の規則に定める当該特定有価証券の内容等を説明した文書を交付すべきものとされていること。

三 次のいずれかの場合に該当すること。

イ 当該勧誘の相手方が金融商品取引業者又は登録金融機関である場合

ロ 当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該特定有価証券を買い付けた者がその買い付けた特定有価証券を金融商品取引業者又は非居住者に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

ハ 当該勧誘を行う者が金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者であり、かつ、当該特定有価証券を買い付けた者がその有価証券の保管を金融商品取引業者又は登録金融機関に委託することを売付けの条件として、当該勧誘を行う場合（イ及びロに該当する場合を除く。）

3 法第二十三条の十四第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。第三十二条の三第一項及び第三十二条の四において同じ。）

（に規定する内閣府令で定める内容は、次に掲げるものとする。）

一 法第二十三条の十四第一項に規定する条件の内容

二 当該有価証券に関して開示が行われている場合に該当していな

い旨

4 | 第二項第二号イ又はロに規定する文書を交付すべき者（以下この条において「文書交付者」という。）は、同号イ又はロに規定する文書の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該文書の交付を受けるべき者（以下この条において「文書被交付者」という。）の承諾を得て、同号イ又はロに規定する文書に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、文書交付者は、当該文書を交付したものとみなす。

一 | 電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ | 文書交付者等（文書交付者又は文書交付者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを文書被交付者若しくは文書交付者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と文書被交付者等（文書被交付者又は文書被交付者との契約により文書被交付者ファイル（専ら当該文書被交付者の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、文書被交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた文

書被交付者ファイルに記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供し、文書被交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該文書被交付者の文書被交付者ファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ 文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル（文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の文書被交付者の閲覧に供するため当該記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

5 | 前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならない。

一 文書被交付者が閲覧ファイル又は文書被交付者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号イ、ハ及びニに規定する方法（文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を文書被交付者ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を文書被交付者に対し通知することであること。ただし、文書被交付者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号ニに規定する方法にあつては、文書被交付者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を文書被交付者ファイルに記録するものであること。

四 前項第一号ハ又はニに規定する方法にあつては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、文書被交付者の承諾（第七項及び第八項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは前項第二号に掲げる方法により交付する場合又は文書被交付

者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 前項第一号ハに規定する方法については、文書被交付者ファイルに記録された記載事項

ロ 前項第一号ニに規定する方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

五 前項第一号ニに規定する方法にあつては、前号に掲げる期間を経過するまでの間において、第三号の規定により文書被交付者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した文書被交付者ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた文書被交付者が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合はこの限りでない。

6 第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、文書交付者等の使用に係る電子計算機と、文書被交付者ファイルを備えた文書被交付者等又は文書交付者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 文書交付者は、第四項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該文書被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第四項各号に規定する方法のうち文書交付者が使用するもの
二 ファイルへの記録の方式

(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等)	8 前項の規定による承諾を得た文書交付者は、当該文書被交付者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該文書被交付者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該文書被交付者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
第二十五条 (略)	第二十五条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。	4 前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。
一 内国特定有価証券	一 内国特定有価証券
イゝへ (略)	イゝへ (略)
ト 内国信託社債券 基準特定期間の末日において会社法第六百八十一条に規定する社債原簿に記載され、又は記録されている者の数	ト 内国信託社債券 基準特定期間の末日において会社法(平成十七年法律第八十六号)第六百八十一条に規定する社債原簿に記載され、又は記録されている者の数
チゝヌ (略)	チゝヌ (略)
二 (略)	二 (略)
5ゝ7 (略)	5ゝ7 (略)
(目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法) 第三十二条の二 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令	(目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法) 第三十二条の二 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令

で定める場合は、同項に規定する目論見書（以下この条において単に「目論見書」という。）に記載された事項を提供しようとする者（以下この条において「目論見書提供者」という。）において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、目論見書の交付を受けるべき者（以下この条において「目論見書被提供者」という。）に対し、次項各号に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、電磁的方法又は電話その他の方法により同意を得ている場合とする。

2 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ 目論見書提供者等（目論見書提供者又は目論見書提供者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを目論見書被提供者若しくは目論見書提供者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と目論見書被提供者等（目論見書被提供者又は目論見書被提供者との契約により目論見書被提供者ファイル（専ら当該目論見書被提供者の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて目論見書に記載された事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、目論見書

で定める場合は、同項に規定する目論見書（以下この条において単に「目論見書」という。）に記載された事項を提供しようとする者（以下この条において「目論見書提供者」という。）において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、目論見書の交付を受けるべき者（以下この条において「目論見書被提供者」という。）に対し、次項各号に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ている場合とする。

2 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ 目論見書提供者等（目論見書提供者又は目論見書提供者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを目論見書被提供者若しくは目論見書提供者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と目論見書被提供者等（目論見書被提供者又は目論見書被提供者との契約により目論見書被提供者ファイル（専ら当該目論見書被提供者の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて目論見書に記載された事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、目論見書

被提供者等の使用に係る電子計算機に備えられた目論見書被提供者ファイルに記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は受けない旨の申出をする場合にあつては、目論見書提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 目論見書提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて目論見書被提供者の閲覧に供し、目論見書被提供者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該目論見書被提供者の目論見書被提供者ファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は受けない旨の申出をする場合にあつては、目論見書提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ・ニ （略）

二 （略）

3 前項各号に掲げる方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならぬ。

一～三 （略）

四 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、次のいずれかに該当すること。

イ 当該目論見書の提供があつた時から五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれ

被提供者等の使用に係る電子計算機に備えられた目論見書被提供者ファイルに記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、目論見書提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 目論見書提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて目論見書被提供者の閲覧に供し、目論見書被提供者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該目論見書被提供者の目論見書被提供者ファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、目論見書提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ・ニ （略）

二 （略）

3 前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならぬ。

一～三 （略）

四 前項第一号ハ又はニに規定する方法にあつては、次のいずれかに該当すること。

イ 当該目論見書の提供があつた時から五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれ

か遅い日までの間。ロにおいて同じ。）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、目論見書被提供者の同意（第一項に規定する方法による同意をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは第二号に掲げる方法により交付する場合又は目論見書被提供者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

(1)・(2) (略)

ロ (略)

五 (略)

4・5 (略)

6 第一項の規定による同意を得た目論見書提供者は、当該目論見書被提供者から電磁的方法又は電話その他の方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該目論見書被提供者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該目論見書被提供者が再び同項の規定による同意をした場合は、この限りでない。

(法第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければならぬ書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第三十二条の三 法第二十七条の三十の九第二項において法第二十七条の三十の九第一項を準用する場合の内閣府令で定める場合は、同条第二項に規定する書面に記載すべき事項（以下この条において「

か遅い日までの間。ロにおいて同じ。）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、目論見書被提供者の承諾（第一項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは第二号に掲げる方法により交付する場合又は目論見書被提供者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

(1)・(2) (略)

ロ (略)

五 (略)

4・5 (略)

6 第一項の規定による承諾を得た目論見書提供者は、当該目論見書被提供者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該目論見書被提供者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該目論見書被提供者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(法第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければならぬ書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第三十二条の三 法第二十七条の三十の九第二項（法第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならぬ書面を除く。次項において同じ。）において法第二十七条の三十の九第一項を準用する

記載事項」という。)を提供しようとする者(以下この条において「文書交付者」という。)において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、書面の交付を受けるべき者(以下この条において「文書被交付者」という。)に対し、次項各号に掲げる方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、電磁的方法又は電話その他の方法により同意を得ている場合とする。

2 法第二十七条の三十の九第二項において同条第一項を準用する場合の内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
イ 文書交付者の使用に係る電子計算機と文書被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は受けない旨の申出をする場合にあっては、文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ロ 文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供し、当該文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は受けない旨の申出をする場合にあ

場合の内閣府令で定める場合は、同条第二項に規定する書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を提供しようとする者(以下この条において「文書交付者」という。)において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、書面の交付を受けるべき者(以下この条において「文書被交付者」という。)に対し、次項各号に掲げる方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ている場合とする。

2 法第二十七条の三十の九第二項において同条第一項を準用する場合の内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
イ 文書交付者の使用に係る電子計算機と文書被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ロ 文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供し、当該文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあ

つては、文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） 二（略） 3～5（略） 6 第一項の規定による同意を得た文書交付者は、当該文書被交付者から電磁的方法又は電話その他の方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該文書被交付者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該文書被交付者が再び同項の規定による同意をした場合は、この限りでない。	つては、文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） 二（略） 3～5（略） 6 第一項の規定による承諾を得た文書交付者は、当該文書被交付者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該文書被交付者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該文書被交付者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
（削る）	（法第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用） 第三十二条の四 第三十二条の二の規定（同条第二項第一号二並びに同条第三項第三号、第四号ロ及び第五号を除く。）は、法第二十七条の三十の九第二項（法第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならない書面に限る。）において同条第一項を準用する場合について準用する。この場合において、第三十二条の二第三項第四号中「当該目論見書の提供があった時から」を「当該記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後」と読み替えるものとする。

○ 株式会社有価証券の募集に関する書類

改正案	現行
第二号の三様式 【表紙】 【提出書類】有価証券通知書 【提出先】関東財務局長 【提出日】平成 年 月 日 【発行者名】 【代表者の役職氏名】 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【連絡場所】 【電話番号】 第一部 【募集（売出）要項】 第1【社債（短期外債を除く。）】 1～24（略） 第2（略） 第3【コマーシャル・ペーパー及び短期外債】 1～10（略） 第4・第5（略） 第二部 【最近における募集（売出し）の状況】（2） 第1【社債（短期外債を除く。）】 1～15（略） 第2（略） 第3【コマーシャル・ペーパー及び短期外債】 1～7（略） （記載上の注意） （略）	第二号の三様式 【表紙】 【提出書類】有価証券通知書 【提出先】関東財務局長 【提出日】平成 年 月 日 【発行者名】 【代表者の役職氏名】 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【連絡場所】 【電話番号】 第一部 【募集（売出）要項】 第1【社債】 1～24（略） 第2（略） 第3【コマーシャル・ペーパー】 1～10（略） 第4・第5（略） 第二部 【最近における募集（売出し）の状況】（2） 第1【社債】 1～15（略） 第2（略） 第3【コマーシャル・ペーパー】 1～7（略） （記載上の注意） （略）

改正案	現行
第四号様式	第四号様式
【表紙】	【表紙】
【提出書類】 有価証券届出書 (略)	【提出書類】 有価証券届出書 (略)
第一部 (略)	第一部 (略)
第二部【ファンド情報】	第二部【ファンド情報】
第1【ファンドの状況】	第1【ファンドの状況】
1【ファンドの性格】	1【ファンドの性格】
(1)【ファンドの目的及び基本的性格】 (12)	(1)【ファンドの目的及び基本的性格】 (12)
(2)【ファンドの沿革】 (13)	(2)【ファンドの仕組み】 (13)
(3)【ファンドの仕組み】 (14)	
2【投資方針】	2【投資方針】
(1)【投資方針】 (15)	(1)【投資方針】 (14)
(2)【投資対象】 (16)	(2)【投資対象】 (15)
(3)【運用体制】 (17)	(3)【運用体制】 (16)
(4)【分配方針】 (18)	(4)【分配方針】 (17)
(5)【投資制限】 (19)	(5)【投資制限】 (18)
3【投資リスク】 (20)	3【投資リスク】 (19)
4【手数料等及び税金】 (21)	4【手数料等及び税金】 (20)
(1)【申込手数料】 (22)	(1)【申込手数料】 (21)
(2)【換金（解約）手数料】 (23)	(2)【換金（解約）手数料】 (22)
(3)【信託報酬等】 (24)	(3)【信託報酬等】 (23)
(4)【その他の手数料等】 (25)	(4)【その他の手数料等】 (24)
(5)【課税上の取扱い】 (26)	(5)【課税上の取扱い】 (25)
5【運用状況】	5【運用状況】
(1)【投資状況】 (27)	(1)【投資状況】 (26)
(2)【投資資産】	(2)【投資資産】
①【投資有価証券の主要銘柄】 (28)	①【投資有価証券の主要銘柄】 (27)
②【投資不動産物件】 (29)	②【投資不動産物件】 (28)
③【その他投資資産の主要なもの】 (30)	③【その他投資資産の主要なもの】 (29)
(3)【運用実績】 (31)	(3)【運用実績】 (30)
①【純資産の推移】 (32)	①【純資産の推移】 (31)
②【分配の推移】 (33)	②【分配の推移】 (32)
③【収益率の推移】 (34)	③【収益率の推移】 (33)
(4)【設定及び解約の実績】 (35)	
第2【管理及び運営】	第2【財務ハイライト情報】 (36)
1【申込（販売）手続等】 (36)	1【貸借対照表】
2【換金（解約）手続等】 (37)	2【損益及び剰余金計算書】
3【資産管理等の概要】	第3【内国投資信託受益証券事務の概要】 (37)
(1)【資産の評価】 (38)	第4【ファンドの詳細情報の項目】 (38)
(2)【保管】 (39)	第三部【ファンドの詳細情報】
(3)【信託期間】 (40)	第1【ファンドの沿革】 (39)
(4)【計算期間】 (41)	第2【手続等】

(本邦外における販売又は解約の実績がある場合は、当該販売総額又は販売数量及び解約総額又は解約数量を内書きにすること。) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (36) ～ (49) (略) (50) 内国投資信託受益証券事務の概要 当該内国投資信託受益証券に関し、次の事項を記載すること。 a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料 b 受益者等に対する特典 c 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容 d その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項 (削る) (51) ～ (63) (略)	(34) 手続等の概要 「第三部 ファンドの詳細情報」の「第2 手続等」に記載される事項を要約して記載すること。 (35) 管理及び運営の概要 「第三部 ファンドの詳細情報」の「第3 管理及び運営」に記載される事項を要約して記載すること。 (36) 財務ハイライト情報 a 「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」に記載すべき「貸借対照表」（(49)に掲げる貸借対照表をいい、投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号。以下このaにおいて「財産計算規則」という。）第55条の5の規定により注記される事項を含む。）及び「損益及び剰余金計算書」（(50)に掲げる損益及び剰余金計算書をいい、財産計算規則第55条の5の規定により注記される事項を含む。）を記載すること。この場合において、これらの記載事項は、「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表（bにおいて「財務諸表」という。）から抜粋して記載した旨を併せて記載すること。 b 財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号）第3条第1項に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。以下この様式において同じ。）が当該財務諸表に添付されている旨及び当該監査証明を行った公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。 (37) 内国投資信託受益証券事務の概要 当該内国投資信託受益証券に関し、次の事項を記載すること。 a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料 b 受益者等に対する特典 c 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容 d その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項 (38) ファンドの詳細情報の項目 a 「第三部 ファンドの詳細情報」に記載すべき事項の項目名を記載すること。 b 「第三部 ファンドの詳細情報」に記載すべき事項のうち、法第15条第2項の規定によりあらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書に記載しようとする事項がある場合には、当該事項の項目名の次に当該事項を記載すること。 (39) ファンドの沿革 設立経緯、基本的性格の変更、金融商品取引所への上場等主な変遷について記載すること。 (40) ～ (53) (略) (新設) (54) 設定及び解約の実績 有価証券届出書提出日の直近10計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあつては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、設定総額又は設定数量及び解約総額又は解約数量（本邦外における販売又は解約の実績がある場合は、当該販売総額又は販売数量及び解約総額又は解約数量を内書きにすること。）を記載すること。 (55) ～ (67) (略)
---	--

改正案	現行
第四号の二様式	第四号の二様式
【表紙】	【表紙】
【提出書類】 有価証券届出書 (略)	【提出書類】 有価証券届出書 (略)
第一部 (略)	第一部 (略)
第二部【ファンド情報】	第二部【ファンド情報】
第1【ファンドの状況】	第1【ファンドの状況】
1【ファンドの性格】	1【ファンドの性格】
(1)【ファンドの目的及び基本的性格】 (14)	(1)【ファンドの目的及び基本的性格】 (14)
(2)【ファンドの沿革】 (15)	(2)【ファンドの仕組み】 (15)
(3)【ファンドの仕組み】 (16)	
(4)【ファンドに係る法制度の概要】 (17)	2【投資方針】
(5)【開示制度の概要】 (18)	(1)【投資方針】 (16)
(6)【監督官庁の概要】 (19)	(2)【投資対象】 (17)
2【投資方針】	(3)【運用体制】 (18)
(1)【投資方針】 (20)	(4)【分配方針】 (19)
(2)【投資対象】 (21)	(5)【投資制限】 (20)
(3)【運用体制】 (22)	3【投資リスク】 (21)
(4)【分配方針】 (23)	4【手数料等及び税金】 (22)
(5)【投資制限】 (24)	(1)【申込手数料】 (23)
3【投資リスク】 (25)	(2)【買戻し手数料】 (24)
4【手数料等及び税金】 (26)	(3)【管理報酬等】 (25)
(1)【申込手数料】 (27)	(4)【その他の手数料等】 (26)
(2)【買戻し手数料】 (28)	(5)【課税上の取扱い】 (27)
(3)【管理報酬等】 (29)	5【運用状況】
(4)【その他の手数料等】 (30)	(1)【投資状況】 (28)
(5)【課税上の取扱い】 (31)	(2)【投資資産】
5【運用状況】	①【投資有価証券の主要銘柄】 (29)
(1)【投資状況】 (32)	②【投資不動産物件】 (30)
(2)【投資資産】	③【その他投資資産の主要なもの】 (31)
①【投資有価証券の主要銘柄】 (33)	(3)【運用実績】 (32)
②【投資不動産物件】 (34)	①【純資産の推移】 (33)
③【その他投資資産の主要なもの】 (35)	②【分配の推移】 (34)
(3)【運用実績】 (36)	③【収益率の推移】 (35)
①【純資産の推移】 (37)	6【手続等の概要】 (36)
②【分配の推移】 (38)	7【管理及び運営の概要】 (37)
③【収益率の推移】 (39)	第2【財務ハイライト情報】 (38)
(4)【販売及び買戻しの実績】 (40)	1【貸借対照表】
第2【管理及び運営】	2【損益計算書】
1【申込（販売）手続等】 (41)	第3【外国投資信託受益証券事務の概要】 (39)
2【買戻し手続等】 (42)	第4【ファンドの詳細情報の項目】 (40)
3【資産管理等の概要】	第三部【ファンドの詳細情報】
(1)【資産の評価】 (43)	第1【ファンドの追加情報】
	1【ファンドの沿革】 (41)

(2) 【保管】 (44)
(3) 【信託期間】 (45)
(4) 【計算期間】 (46)
(5) 【その他】 (47)
4 【受益者の権利等】
(1) 【受益者の権利等】 (48)
(2) 【為替管理上の取扱い】 (49)
(3) 【本邦における代理人】 (50)
(4) 【裁判管轄等】 (51)
第3 【ファンドの経理状況】 (52)
1 【財務諸表】
(1) 【貸借対照表】 (53)
(2) 【損益計算書】 (54)
(3) 【投資有価証券明細表等】 (55)
① 【投資株式明細表】
② 【株式以外の投資有価証券明細表】
③ 【投資不動産明細表】
④ 【その他投資資産明細表】
⑤ 【借入金明細表】
2 【ファンドの現況】 (56)
【純資産額計算書】平成 年 月 日
Ⅰ 資産総額
Ⅱ 負債総額
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）
Ⅳ 発行済数量
Ⅴ 1 単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）
第4 【外国投資信託受益証券事務の概要】 (57)
第三部 【特別情報】
第1 【管理会社の概況】
1 【管理会社の概況】 (58)
2 【事業の内容及び営業の概況】 (59)
3 【管理会社の経理状況】 (60)
(1) 【貸借対照表】
(2) 【損益計算書】
4 【利害関係人との取引制限】 (61)
5 【その他】 (62)
第2 【その他の関係法人の概況】 (63)
1 【名称、資本金の額及び事業の内容】 (64)
2 【関係業務の概要】 (65)
3 【資本関係】 (66)
第3 【投資信託制度の概要】 (67)
第4 【外国投資信託受益証券の様式】 (68)
第5 【その他】 (69)

2 【ファンドに係る法制度の概要】 (42)
3 【監督官庁の概要】 (43)
第2 【手続等】
1 【申込（販売）手続等】 (44)
2 【買戻し手続等】 (45)
第3 【管理及び運営】
1 【資産管理等の概要】
(1) 【資産の評価】 (46)
(2) 【保管】 (47)
(3) 【信託期間】 (48)
(4) 【計算期間】 (49)
(5) 【その他】 (50)
2 【開示制度の概要】 (51)
3 【受益者の権利等】
(1) 【受益者の権利等】 (52)
(2) 【為替管理上の取扱い】 (53)
(3) 【本邦における代理人】 (54)
(4) 【裁判管轄等】 (55)
第4 【ファンドの経理状況】 (56)
1 【財務諸表】
(1) 【貸借対照表】 (57)
(2) 【損益計算書】 (58)
(3) 【投資有価証券明細表等】 (59)
① 【投資株式明細表】
② 【株式以外の投資有価証券明細表】
③ 【投資不動産明細表】
④ 【その他投資資産明細表】
⑤ 【借入金明細表】
2 【ファンドの現況】 (60)
【純資産額計算書】平成 年 月 日
Ⅰ 資産総額
Ⅱ 負債総額
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）
Ⅳ 発行済数量
Ⅴ 1 単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）
第5 【販売及び買戻しの実績】 (61)
第四部 【特別情報】
第1 【管理会社の概況】
1 【管理会社の概況】 (62)
2 【事業の内容及び営業の概況】 (63)
3 【管理会社の経理状況】 (64)
(1) 【貸借対照表】
(2) 【損益計算書】
4 【利害関係人との取引制限】 (65)
5 【その他】 (66)
第2 【その他の関係法人の概況】 (67)
1 【名称、資本金の額及び事業の内容】 (68)

(記載上の注意) (1) ～ (14) (略) (15) <u>ファンドの沿革</u> <u>設立経緯、基本的性格の変更、金融商品取引所への上場等主な変遷について記載すること。</u> (16) (略) (17) <u>ファンドに係る法制度の概要</u> <u>準拠法の名称及びその主な内容を記載すること。</u> (18) <u>開示制度の概要</u> <u>ファンドの設立及び運営が行われている国における監督官庁、株主（受益者等）に対する開示（公告を含む。）内容、方法、頻度等について記載すること。</u> (19) <u>監督官庁の概要</u> <u>監督官庁の名称及び監督の主な内容を記載すること。</u> (20) ～ (39) (略) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る)	<u>2【関係業務の概要】 (69)</u> <u>3【資本関係】 (70)</u> <u>第3【投資信託制度の概要】 (71)</u> <u>第4【外国投資信託受益証券の様式】 (72)</u> <u>第5【その他】 (73)</u> (記載上の注意) (1) ～ (14) (略) (新設) (15) (略) (新設) (新設) (新設) (16) ～ (35) (略) (36) <u>手続等の概要</u> <u>「第三部 ファンドの詳細情報」の「第2 手続等」に記載される事項を要約して記載すること。</u> (37) <u>管理及び運営の概要</u> <u>「第三部 ファンドの詳細情報」の「第3 管理及び運営」に記載される事項を要約して記載すること。</u> (38) <u>財務ハイライト情報</u> <u>a 「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」に記載すべき「貸借対照表」及び「損益計算書」（これらの作成に関する重要な会計方針の注記を含む。）を記載すること。この場合において、これらの記載事項は、「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表（bにおいて「財務諸表」という。）から抜粋して記載した旨を併せて記載すること。</u> <u>b 財務諸表について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。以下同じ。）から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合にはその旨、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条第1項に規定する監査報告書をいう。以下この様式において同じ。）又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。以下この様式において同じ。）が当該財務諸表に添付されている旨及び当該監査証明を行った公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。</u> (39) <u>外国投資信託受益証券事務の概要</u> <u>当該外国投資信託受益証券に関し、次の事項を記載すること。</u> <u>a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料</u> <u>b 受益者等に対する特典</u> <u>c 外国投資信託受益証券の譲渡制限の内容</u> <u>d その他外国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項</u> (40) <u>ファンドの詳細情報の項目</u> <u>a 「第三部 ファンドの詳細情報」に記載すべき事項の項目名を記載すること。</u> <u>b 「第三部 ファンドの詳細情報」に記載すべき事項のうち、法第15条第2項の規定によりあらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書に記載しようとする事項がある場合には、当該事項の項目名の次に当該事項を記載すること。</u>
---	--

(削る)	(41) <u>ファンドの沿革</u> <u>設立経緯、基本的性格の変更、金融商品取引所への上場等主な変遷について記載すること。</u>
(削る)	(42) <u>ファンドに係る法制度の概要</u> <u>準拠法の名称及びその主な内容を記載すること。</u>
(削る)	(43) <u>監督官庁の概要</u> <u>監督官庁の名称及び監督の主な内容を記載すること。</u>
(40) <u>販売及び買戻しの実績</u> <u>有価証券届出書提出日の直近10計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、販売総額又は販売数量及び買戻し総額又は買戻し数量を記載すること（本邦内における販売又は買戻しの実績がある場合は、当該販売総額又は販売数量及び買戻し総額又は買戻し数量を内書きにすること。）。</u>	(新設)
(41) ～ (47) (略)	(44) ～ (50) (略)
(削る)	(51) <u>開示制度の概要</u> <u>ファンドの設立及び運営が行われている国における監督官庁、株主（受益者等）に対する開示（公告を含む。）内容、方法、頻度等について記載すること。</u>
(48) ～ (56) (略)	(52) ～ (60) (略)
(57) <u>外国投資信託受益証券事務の概要</u> <u>当該外国投資信託受益証券に関し、次の事項を記載すること。</u> <u>a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料</u> <u>b 受益者等に対する特典</u> <u>c 外国投資信託受益証券の譲渡制限の内容</u> <u>d その他外国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項</u>	(新設)
(削る)	(61) <u>販売及び買戻しの実績</u> <u>有価証券届出書提出日の直近10計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、販売総額又は販売数量及び買戻し総額又は買戻し数量（本邦内における販売又は買戻しの実績がある場合は、当該販売総額又は販売数量及び買戻し総額又は買戻し数量を内書きにすること。）を記載すること。</u>
(58) ～ (70) (略)	(62) ～ (74) (略)

改正案	現行
第五号の二の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 【提出先】 関東財務局長 【提出日】 平成 年 月 日 【発行者名】 _____ 【代表者の役職氏名】 _____ 【本店の所在の場所】 _____ 【事務連絡者氏名】 _____ 【電話番号】 _____ 【届出の対象とした募集（売出）特定内国資産流動化証券の名称】 _____ 【届出の対象とした募集（売出）特定内国資産流動化証券の形態及び金額】（１） _____ 【縦覧に供する場所】 名称 _____ （所在地） _____ 第一部【証券情報】 第１【社債（特定短期社債を除く。）】 １【銘柄】 ２【特定内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】 ３【券面総額】 ４【各社債の金額】 ５【発行（売出）価額の総額】 ６【発行（売出）価格】 ７【利率】 ８【利払日及び利息支払の方法】 ９【償還期限及び償還の方法】 １０【募集の方法】 １１【申込証拠金】 １２【申込期間及び申込取扱場所】 １３【払込期日及び払込取扱場所】 １４【引受け等の概要】 １５【社債管理者又は社債の管理会社】 １６【振替機関に関する事項】 １７【その他】 【転換特定社債に関する事項】 １８【転換の条件】 １９【転換により発行する優先出資の内容】 ２０【転換請求期間】 ２１【転換請求の受付場所及び取次場所】 ２２【その他】 【新優先出資引受権付社債に関する事項】 ２３【新優先出資引受権の内容】 ２４【新優先出資引受権の行使請求期間】	(新設)

25【<u>新優先出資引受権の受付場所、取次場所及び払込取次場所</u>】 26【<u>新優先出資引受権の譲渡に関する事項</u>】 27【<u>代用払込みに関する事項</u>】 28【<u>その他</u>】 第2【<u>特定優先出資証券</u>】 1【<u>銘柄</u>】 2【<u>内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等</u>】 3【<u>額面金額</u>】 4【<u>発行口数</u>】 5【<u>発行（売出）価額の総額</u>】 6【<u>発行（売出）価格</u>】 7【<u>優先出資の内容</u>】 8【<u>消却・併合に関する事項</u>】 9【<u>単位未満優先出資に関する事項</u>】 10【<u>発行の条件に関する事項</u>】 11【<u>募集の方法</u>】 12【<u>申込証拠金</u>】 13【<u>申込期間及び申込取扱場所</u>】 14【<u>払込期日及び払込取扱場所</u>】 15【<u>引受け等の概要</u>】 16【<u>振替機関に関する事項</u>】 17【<u>その他</u>】 第3【<u>売出しに係る特定内国資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称</u>】 第4【<u>手取金の使途</u>】 第二部【<u>追完情報</u>】（2） 第三部【<u>組込情報</u>】（3） 第四部【<u>特別情報</u>】 第1【<u>特定内国資産流動化証券事務の概要</u>】 第2【<u>その他</u>】 （記載上の注意） 次に掲げるものを除き、第五号の二様式に準じて記載すること。 （1） 届出の対象とした募集（売出）特定内国資産流動化証券の形態及び金額 a 当該届出により募集又は売出しを予定している特定内国資産流動化証券の形態（特定社債券、特定優先出資証券の別等）及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。 b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。 （2） 追完情報 a （3） a の有価証券報告書の提出日以後有価証券届出書（以下この様式において「届出書」という。）の提出日までの間において、次に掲げる場合に該当することとなったときは、その内容を記載すること。 （a） 法第7条前段に規定する重要な事項の変更があった場合又は第13条第1号から第3号までに掲げる事情が生じた場合 （b） 第29条第2項各号に掲げる場合 b （3） a の有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間において、出資総額の増減があった場合には、その旨及びその額を記載すること。 c （3） a の有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書に記	
--	--

(3) <u>組込情報</u> <u>次に掲げる書類を届出書に添付し、その旨を記載すること。</u> <u>a 最近計算期間に係る有価証券報告書及びその添付書類</u> <u>b aの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に半期報告書を提出している場合にあっては、当該半期報告書</u> <u>c aの有価証券報告書又はbの半期報告書に係る訂正報告書を提出している場合にあっては、当該訂正報告書</u>	
--	--

改 正 案	現 行
第五号の二の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 【提出先】 関東財務局長 【提出日】 平成 年 月 日 【発行者名】 【代表者の役職氏名】 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【電話番号】 【届出の対象とした募集（売出）特定内国資産流動化証券の名称】 【届出の対象とした募集（売出）特定内国資産流動化証券の形態及び金額】（１） 【縦覧に供する場所】 名称 （所在地） 第一部【証券情報】 第１【社債（特定短期社債を除く。）】 １【銘柄】 ２【特定内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】 ３【券面総額】 ４【各社債の金額】 ５【発行（売出）価額の総額】 ６【発行（売出）価格】 ７【利率】 ８【利払日及び利息支払の方法】 ９【償還期限及び償還の方法】 １０【募集の方法】 １１【申込証拠金】 １２【申込期間及び申込取扱場所】 １３【払込期日及び払込取扱場所】 １４【引受け等の概要】 １５【社債管理者又は社債の管理会社】 １６【振替機関に関する事項】 １７【その他】 【転換特定社債に関する事項】 １８【転換の条件】 １９【転換により発行する優先出資の内容】 ２０【転換請求期間】 ２１【転換請求の受付場所及び取次場所】 ２２【その他】 【新優先出資引受権付社債に関する事項】 ２３【新優先出資引受権の内容】	（新設）

24【<u>新優先出資引受権の行使請求期間</u>】 25【<u>新優先出資引受権の受付場所、取次場所及び払込取次場所</u>】 26【<u>新優先出資引受権の譲渡に関する事項</u>】 27【<u>代用払込みにに関する事項</u>】 28【<u>その他</u>】 第2【<u>特定優先出資証券</u>】 1【<u>銘柄</u>】 2【<u>内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等</u>】 3【<u>額面金額</u>】 4【<u>発行口数</u>】 5【<u>発行（売出）価額の総額</u>】 6【<u>発行（売出）価格</u>】 7【<u>優先出資の内容</u>】 8【<u>消却・併合に関する事項</u>】 9【<u>単位未満優先出資に関する事項</u>】 10【<u>発行の条件に関する事項</u>】 11【<u>募集の方法</u>】 12【<u>申込証拠金</u>】 13【<u>申込期間及び申込取扱場所</u>】 14【<u>払込期日及び払込取扱場所</u>】 15【<u>引受け等の概要</u>】 16【<u>振替期間に関する事項</u>】 17【<u>その他</u>】 第3【<u>売出しに係る特定内国資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称</u>】 第4【<u>手取金の使途</u>】 第二部【<u>参照情報</u>】（2） 第1【<u>参照書類</u>】 法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。 1【<u>有価証券報告書及びその添付書類</u>】 計算期間 第 期（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）平成 年 月 日関東財務局長に提出 2【<u>半期報告書</u>】 計算期間 第 期中（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）平成 年 月 日関東財務局長に提出 3【<u>臨時報告書</u>】 1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成 年 月 日）までに、臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出 4【<u>訂正報告書</u>】 訂正報告書（上記 の訂正報告書）を平成 年 月 日に関東財務局長に提出 第2【<u>参照書類の補完情報</u>】 第3【<u>参照書類を縦覧に供している場所</u>】 名称 (所在地) 第三部【<u>特別情報</u>】 第1【<u>特定内国資産流動化証券事務の概要</u>】 第2【<u>その他</u>】	
---	--

<u>(記載上の注意)</u> <u>次に掲げるものを除き、第五号の二様式に準じて記載すること。</u> <u>(1) 届出の対象とした募集（売出）特定内国資産流動化証券の形態及び金額</u> <u>第五号の二の二様式「記載上の注意」（1）に準じて記載すること。</u> <u>(2) 参照情報</u> <u>a 臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第29条第2項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。</u> <u>b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを付記すること。</u> <u>c 参照書類としての有価証券報告書の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</u> <u>d 参照書類としての有価証券報告書に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は有価証券届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。</u>	
--	--

改 正 案	現 行
第五号の三様式 【表紙】 【提出書類】 第一部【証券情報】 <u>第1【社債（短期外債を除く。）】</u> 1～24（略） 第2（略） <u>第3【コマーシャル・ペーパー及び短期外債】</u> 1～10（略） 第4・第5（略） 第二部・第三部（略） （記載上の注意） （略）	第五号の三様式 【表紙】 【提出書類】 第一部【証券情報】 <u>第1【社債】</u> 1～24（略） 第2（略） <u>第3【コマーシャル・ペーパー】</u> 1～10（略） 第4・第5（略） 第二部・第三部（略） （記載上の注意） （略）

改正案	現行
第五号の三の二様式 【表紙】 【提出書類】有価証券届出書 【提出先】関東財務局長 【提出日】平成 年 月 日 【発行者名】 【代表者の役職氏名】 【本店の所在の場所】 【代理人の氏名又は名称】 【代理人の住所又は所在地】 【事務連絡者氏名】 【連絡場所】 【電話番号】 【届出の対象とした募集（売出）特定外国資産流動化証券の名称】 【届出の対象とした募集（売出）特定外国資産流動化証券の形態及び金額】（１） 【縦覧に供する場所】名称 (所在地) 第一部【証券情報】 第１【社債（短期外債を除く。）】 1【銘柄】 2【特定外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】 3【券面総額】 4【各社債の金額】 5【発行（売出）価額の総額】 6【発行（売出）価格】 7【利率】 8【利払日及び利息支払の方法】 9【償還期限及び償還の方法】 10【募集の方法】 11【申込証拠金】 12【申込期間及び申込取扱場所】 13【払込期日及び払込取扱場所】 14【引受け等の概要】 15【社債管理者又は社債の管理会社】 16【振替機関に関する事項】 17【保管に関する事項】 18【その他】 【新株予約権付社債に関する事項】 19【新株予約権の内容】 20【新株予約権の行使請求期間】 21【新株予約権の受付場所、取次場所及び払込取次事項】 22【新株予約権の譲渡に関する事項】	(新設)

<u>23【代用払込みに関する事項】</u> <u>24【その他】</u> <u>第2【株式】</u> <u>1【種類】</u> <u>2【外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】</u> <u>3【額面金額】</u> <u>4【発行数】</u> <u>5【発行（売出）価額の総額】</u> <u>6【発行（売出）価格】</u> <u>7【資本組入額の総額】</u> <u>8【資本組入額】</u> <u>9【株式の内容】</u> <u>10【配当の方法】</u> <u>11【募集の方法】</u> <u>12【申込証拠金】</u> <u>13【申込期間及び申込取扱場所】</u> <u>14【払込期日及び払込取扱場所】</u> <u>15【引受け等の概要】</u> <u>16【その他】</u> <u>第3【売出しに係る特定外国資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称】</u> <u>第4【手取金の使途】</u> <u>第二部【追完情報】（2）</u> <u>第三部【組込情報】（3）</u> <u>第四部【特別情報】</u> <u>【特定外国資産流動化証券の様式】</u> <u>（記載上の注意）</u> <u>次に掲げるものを除き、第五号の三様式に準じて記載すること。</u> <u>（1） 届出の対象とした募集（売出）特定外国資産流動化証券の形態及び金額</u> <u>a 当該届出により募集又は売出しを予定している特定外国資産流動化証券の形態（社債、株式の別等）及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。</u> <u>b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。</u> <u>（2） 追完情報</u> <u>a （3）aの有価証券報告書の提出日以後有価証券届出書（以下この様式において「届出書」という。）の提出日までの間において、次に掲げる場合に該当することとなったときは、その内容を記載すること。</u> <u>（a） 法第7条前段に規定する重要な事項の変更があった場合又は第13条第1号から第3号までに掲げる事情が生じた場合</u> <u>（b） 第29条第2項各号に掲げる場合</u> <u>b （3）aの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間において、出資総額の増減があった場合には、その旨及びその額を記載すること。</u> <u>c （3）aの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</u> <u>なお、当該有価証券報告書に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。</u> <u>（3） 組込情報</u>	
---	--

次に掲げる書類を届出書に添付し、その旨を記載すること。 a 最近計算期間に係る有価証券報告書及びその添付書類 b aの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に半期報告書を提出している場合には、当該半期報告書 c aの有価証券報告書又はbの半期報告書に係る訂正報告書を提出している場合にあっては、当該訂正報告書	
---	--

改正案	現行
第五号の三の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 【提出先】 関東財務局長 【提出日】 平成 年 月 日 【発行者名】 【代表者の役職氏名】 【本店の所在の場所】 【代理人の氏名又は名称】 【代理人の住所又は所在地】 【事務連絡者氏名】 【連絡場所】 【電話番号】 【届出の対象とした募集（売出）特定外国 資産流動化証券の名称】 【届出の対象とした募集（売出）特定外国 資産流動化証券の形態及び金額】（１） 【縦覧に供する場所】 名称 (所在地) 第一部【証券情報】 第１【社債（短期外債を除く。）】 １【銘柄】 ２【特定外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】 ３【券面総額】 ４【各社債の金額】 ５【発行（売出）価額の総額】 ６【発行（売出）価格】 ７【利率】 ８【利払日及び利息支払の方法】 ９【償還期限及び償還の方法】 １０【募集の方法】 １１【申込証拠金】 １２【申込期間及び申込取扱場所】 １３【払込期日及び払込取扱場所】 １４【引受け等の概要】 １５【社債管理者又は社債の管理会社】 １６【振替機関に関する事項】 １７【保管に関する事項】 １８【その他】 【新株予約権付社債に関する事項】 １９【新株予約権の内容】 ２０【新株予約権の行使請求期間】 ２１【新株予約権の受付場所、取次場所及び払込取次事項】 ２２【新株予約権の譲渡に関する事項】	(新設)

23【<u>代用払込みに関する事項</u>】 24【<u>その他</u>】 第2【<u>株式</u>】 1【<u>種類</u>】 2【<u>特定外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等</u>】 3【<u>額面金額</u>】 4【<u>発行数</u>】 5【<u>発行（売出）価額の総額</u>】 6【<u>発行（売出）価格</u>】 7【<u>資本組入額の総額</u>】 8【<u>資本組入額</u>】 9【<u>株式の内容</u>】 10【<u>配当の方法</u>】 11【<u>募集の方法</u>】 12【<u>申込証拠金</u>】 13【<u>申込期間及び申込取扱場所</u>】 14【<u>払込期日及び払込取扱場所</u>】 15【<u>引受け等の概要</u>】 16【<u>その他</u>】 第3【<u>売出しに係る特定外国資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称</u>】 第4【<u>手取金の使途</u>】 第二部【<u>参照情報</u>】（2） 第1【<u>参照書類</u>】 法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。 1【<u>有価証券報告書及びその添付書類</u>】 計算期間 第 期（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）平成 年 月 日関東財務局長に提出 2【<u>半期報告書</u>】 計算期間 第 期中（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）平成 年 月 日関東財務局長に提出 3【<u>臨時報告書</u>】 1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成 年 月 日）までに、臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出 4【<u>訂正報告書</u>】 訂正報告書（上記 の訂正報告書）を平成 年 月 日に関東財務局長に提出 第2【<u>参照書類の補完情報</u>】 第3【<u>参照書類を縦覧に供している場所</u>】 名称 (所在地) 第三部【<u>特別情報</u>】 【<u>特定外国資産流動化証券の様式</u>】 (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第五号の三様式に準じて記載すること。 (1) 届出の対象とした募集（売出）特定外国資産流動化証券の形態及び金額 a 当該届出により募集又は売出しを予定している特定外国資産流動化証券の形態（社債、株式の別等）及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。	
---	--

改 正 案	現 行
第十五号様式	第十五号様式
【表紙】	【表紙】
【発行登録番号】	【発行登録番号】
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成 年 月 日
【発行者名】	【発行者名】
【代表者の役職氏名】（１）	【代表者の役職氏名】（１）
【本店の所在の場所】	【本店の所在の場所】
【事務連絡者氏名】	【事務連絡者氏名】
【電話番号】	【電話番号】
【発行登録の対象とした募集（売出）	【発行登録の対象とした募集（売出）
内国投資証券に係る投資法人の名称】	内国投資証券に係る投資法人の名称】
【発行登録の対象とした募集（売出）	【発行登録の対象とした募集（売出）
内国投資証券の形態】（２）	内国投資証券の形態】（２）
【発行予定期間】（３）	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（平成 年 月 日）から 年を経過する日（平成 年 月 日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】（４）	【発行予定額】（４）
【安定操作に関する事項】（５）	【安定操作に関する事項】（５）
【縦覧に供する場所】（６）	【縦覧に供する場所】（６）
第一部・第二部（略）	第一部・第二部（略）
（記載上の注意）	（記載上の注意）
（１）～（３）（略）	（１）～（３）（略）
（４）発行予定額又は発行残高の上限	（４）発行予定額
発行登録による募集又は売出しを予定している内国投資証券の発行価額又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。	発行登録による募集又は売出しを予定している内国投資証券の発行価額又は売出価額の総額を記載すること。
（５）～（８）（略）	（５）～（８）（略）

改正案	現行
第十五号の二様式 【表紙】 【発行登録番号】 【提出書類】 【提出先】 【提出日】 【会社名】 【代表者の役職氏名】 【本店の所在の場所】 【電話番号】 【事務連絡者氏名】 【電話番号】 【事務連絡者氏名】 【発行登録の対象とした募集（売出）特定内国資産流動化証券の名称】 【発行登録の対象とした募集（売出）特定内国資産流動化証券の形態】（１） 【発行予定期間】 【発行予定額又は発行残高の上限】 【安定操作に関する事項】 【縦覧に供する場所】 発行登録書 関東財務局長 平成 年 月 日 この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（平成 年 月 日）から 年を経過する日（平成 年 月 日）まで 名称 （所在地） 第一部【証券情報】（２） 第１【社債（特定短期社債を除く。）】 １【銘柄】 ２【特定内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】 ３【引受け等の概要】 ４【社債管理者又は社債の管理会社】 ５【振替機関に関する事項】 ６【その他】 【転換特定社債に関する事項】 ７【転換の条件】 ８【転換により発行する優先出資の内容】 ９【転換請求期間】 １０【転換請求の受付場所及び取次場所】 １１【その他】 【新優先出資引受権付社債に関する事項】 １２【新優先出資引受権の内容】 １３【新優先出資引受権の行使請求期間】 １４【新優先出資引受権の受付場所、取次場所及び払込取次場所】 １５【新優先出資引受権の譲渡に関する事項】 １６【代用払込みに関する事項】 （新設）	

(新設)

17【その他】 第2【特定優先出資証券】 1【銘柄】 2【特定内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】 3【引受け等の概要】 4【その他】 第3【手取金の使途】 第二部【参照情報】 第1【参照書類】 法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。 1【有価証券報告書及びその添付書類】 計算期間 第 期（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）平成 年 月 日関東財務局長に提出 2【半期報告書】 計算期間 第 期中（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）平成 年 月 日関東財務局長に提出 3【臨時報告書】 1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成 年 月 日）までに、臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出 4【訂正報告書】 訂正報告書（上記 の訂正報告書）を平成 年 月 日に関東財務局長に提出 第2【参照書類の補完情報】 第3【参照書類を縦覧に供している場所】 名称 (所在地) 第三部【特別情報】 第1【証券事務の概要】 第2【その他】 (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第十五号様式に準じて記載すること。 (1) 発行登録の対象とした募集（売出）特定内国資産流動化証券の形態 発行登録により募集又は売出しを予定している特定内国資産流動化証券の形態（特定社債券、特定優先出資証券の別等）を記載すること。 (2) 証券情報 第二十一号の二様式第一部に準じて記載すること。ただし、記載事項の全部又は一部の記載を省略することができる。	
--	--

改正案	現行
第十五号の三様式 【表紙】 【発行登録番号】 【提出書類】 【提出先】 【提出日】 【発行者名】 【代表者の役職氏名】 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【電話番号】 【発行登録の対象とした募集（売出）短期投資法人債に係る投資法人の名称】 【発行予定期間】 【発行予定額又は発行残高の上限】（１） 【縦覧に供する場所】 発行登録書 関東財務局長 平成 年 月 日 この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（平成 年 月 日）から 年を経過する日（平成 年 月 日）まで 名称 (所在地) 第一部・第二部 （略） （記載上の注意） 次に掲げるものを除き、第十五号様式に準じて記載すること。 （１） 発行予定額又は発行残高の上限 本発行登録に基づき募集又は売出しをすることができる短期投資法人債の発行価額又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。 （２） （略）	第十五号の二様式 【表紙】 【発行登録番号】 【提出書類】 【提出先】 【提出日】 【発行者名】 【代表者の役職氏名】 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【電話番号】 【発行登録の対象とした募集（売出）短期投資法人債に係る投資法人の名称】 【発行予定期間】 【発行限度額】（１） 【縦覧に供する場所】 発行登録書 関東財務局長 平成 年 月 日 この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（平成 年 月 日）から 年を経過する日（平成 年 月 日）まで 名称 (所在地) 第一部・第二部 （略） （記載上の注意） 次に掲げるものを除き、第十五号様式に準じて記載すること。 （１） 発行限度額 本発行登録に基づき募集又は売出しをすることができる短期投資法人債の上限額を記載すること。 （２） （略）

改正案	現行
第十六号様式	第十六号様式
【表紙】	【表紙】
【発行登録番号】	【発行登録番号】
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成 年 月 日
【発行者名】	
【代表者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	
【代理人の氏名又は名称】（2）	
【代理人の住所又は所在地】	
【事務連絡者氏名】	
【連絡場所】	
【電話番号】	
【発行登録の対象とした募集（売出）	【発行登録の対象とした募集（売出）
外国投資証券に係る投資法人の名称】	外国投資証券に係る投資法人の名称】
【発行登録の対象とした募集（売出）	【発行登録の対象とした募集（売出）
外国投資証券の形態】（3）	外国投資証券の形態】（3）
【発行予定期間】（4）	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（平成 年 月 日）から 年を経過する日（平成 年 月 日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】（5）	【発行予定額】（5）
【安定操作に関する事項】（6）	【安定操作に関する事項】（6）
【縦覧に供する場所】（7）	【縦覧に供する場所】（7）
	名称
	（所在地）
第一部・第二部（略）	第一部・第二部（略）
（記載上の注意）	（記載上の注意）
（1）～（4）（略）	（1）～（4）（略）
（5）発行予定額又は発行残高の上限	（5）発行予定額
発行登録による募集又は売出しを予定している有価証券の発行価額又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。	発行登録による募集又は売出しを予定している有価証券の発行価額又は売出価額の総額を記載すること。
（6）～（9）（略）	（6）～（9）（略）

4【その他】 第3【手取金の使途】 第二部【参照情報】 第1【参照書類】 法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。 1【有価証券報告書及びその添付書類】 計算期間 第 期（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日） 平成 年 月 日関東財務局長に提出 2【半期報告書】 計算期間 第 期中（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日） 平成 年 月 日関東財務局長に提出 3【臨時報告書】 1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（平成 年 月 日）までに、臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出 4【訂正報告書】 訂正報告書（上記 の訂正報告書）を平成 年 月 日に関東財務局長に提出 第2【参照書類を縦覧に供している場所】 名称 (所在地) 第三部【特別情報】 【特定外国資産流動化証券の様式】 (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第十六号様式に準じて記載すること。 (1) 発行登録の対象とした募集（売出）特定外国資産流動化証券の形態 発行登録により募集又は売出しを予定している特定外国資産流動化証券の形態（社債、株式の別等）を記載すること。 (2) 証券情報 第二十二号の二様式第一部に準じて記載すること。ただし、記載事項の全部又は一部の記載を省略することができる。 (3) 保管に関する事項 特定外国資産流動化証券の保管に関する事項を記載すること。	
--	--

改正案	現行
第十七号の二様式 【表紙】 【提出書類】 訂正発行登録書 【提出先】 関東財務局長 【提出日】 平成 年 月 日 【発行者名】 _____ 【代表者の役職氏名】 _____ 【本店の所在の場所】 _____ 【事務連絡者氏名】 _____ 【電話番号】 _____ 【発行登録の対象とした募集（売出） 特定内国資産流動化証券の名称】 _____ 【発行登録の対象とした募集（売出） 特定内国資産流動化証券の形態】（１） _____ 【発行登録書の提出日】 平成 年 月 日 【発行登録書の効力発生日】 平成 年 月 日 【発行登録書の有効期限】 平成 年 月 日 【発行登録番号】 _____ 【発行予定額又は発行残高の上限】 _____ 円 【発行残額又は発行残高】 _____ 円 【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成 年 月 日（提出日）から平成 年 月 日までである。 【提出理由】（２） _____ 【縦覧に供する場所】 名称 _____ （所在地） _____ （記載上の注意） 次に掲げるものを除き、第十七号様式に準じて記載すること。 （１） 発行登録の対象とした募集（売出）特定内国資産流動化証券の形態 発行登録により募集又は売出しを予定している特定内国資産流動化証券の形態（特定社債券、特定優先出資証券の別等）を記載すること。 （２） 提出理由 次のいずれの事由に基づいて提出するか及びその訂正内容を記載する。 （a） 発行登録書において参照すべき旨記載されている参照書類と同種の書類が新たに提出されたこと。 （b） 発行予定額を記載した場合において、当該発行予定額のうち未発行分の一部を発行予定期間に発行する見込みがなくなったこと。 （c） 発行残高の上限を記載した場合において、当該発行残高の上限を減額しなければならない事情が生じたこと。 （d） 記載された引受けを予定する金融商品取引業者のうちの主たるものに異動があったこと。 （e） 記載された発行登録の効力発生予定日に変更があったこと。 （f） その他記載事項の変更があったこと。	（新設）

改 正 案	現 行
第十八号様式	第十八号様式
【表紙】	【表紙】
【提出書類】訂正発行登録書	【提出書類】訂正発行登録書
【提出先】関東財務局長	【提出先】関東財務局長
【提出日】平成 年 月 日	【提出日】平成 年 月 日
【発行者名】	【発行者名】
【代表者の役職氏名】	【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】	【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】（１）	【代理人の氏名又は名称】（１）
【代理人の住所又は所在地】	【代理人の住所又は所在地】
【事務連絡者氏名】	【事務連絡者氏名】
【連絡場所】	【連絡場所】
【電話番号】	【電話番号】
【発行登録の対象とした募集（売出）	【発行登録の対象とした募集（売出）
外国投資証券に係る外国投資法人の名称】	外国投資証券に係る外国投資法人の名称】
【発行登録の対象とした募集（売出）	【発行登録の対象とした募集（売出）
外国投資証券の形態】（２）	外国投資証券の形態】（２）
【発行登録書の提出日】平成 年 月 日	【発行登録書の提出日】平成 年 月 日
【発行登録書の効力発生日】平成 年 月 日	【発行登録書の効力発生日】平成 年 月 日
【発行登録書の有効期限】平成 年 月 日	【発行登録書の有効期限】平成 年 月 日
【発行登録番号】	【発行登録番号】
【発行予定額又は発行残高の上限】円	【発行予定額】円
【発行残額又は発行残高】円	【発行残額】円
【効力停止期間】（３）この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成 年 月 日（提出日）から平成 年 月 日までである。	【効力停止期間】（３）この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成 年 月 日（提出日）から平成 年 月 日までである。
【提出理由】（４）	【提出理由】（４）
【縦覧に供する場所】（５）名称 (所在地)	【縦覧に供する場所】（５）名称 (所在地)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
(１)～(３) (略)	(１)～(３) (略)
(４) 提出理由	(４) 提出理由
次のいずれの事由に基づいて提出するか及びその訂正内容を記載する。	次のいずれの事由に基づいて提出するか及びその訂正内容を記載する。
(a) (略)	(a) (略)
(b) <u>発行予定額を記載した場合において、当該発行予定額のうち未発行分の一部を発行予定期間に発行する見込みがなくなったこと。</u>	(b) <u>記載された発行予定額のうち未発行分の一部を発行予定期間に発行する見込みがなくなったこと。</u>
(c) <u>発行残高の上限を記載した場合において、当該発行残高の上限を減額しなければならない事情が生じたこと。</u>	(新設)
(d)・(e) (略)	(c)・(d) (略)
(５)・(６) (略)	(５)・(６) (略)

改正案	現行
第十八号の二様式 【表紙】 【提出書類】 訂正発行登録書 【提出先】 関東財務局長 【提出日】 平成 年 月 日 【発行者名】 【代表者の役職氏名】 【本店の所在の場所】 【代理人の氏名又は名称】 【代理人の住所又は所在地】 【事務連絡者氏名】 【連絡場所】 【電話番号】 【発行登録の対象とした募集（売出） 特定外国資産流動化証券の名称 【発行登録の対象とした募集（売出） 特定外国資産流動化証券の形態 【発行登録書の提出日】 平成 年 月 日 【発行登録書の効力発生日】 平成 年 月 日 【発行登録書の有効期限】 平成 年 月 日 【発行登録番号】 【発行予定額又は発行残高の上限】 円 【発行残額又は発行残高】 円 【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成 年 月 日（提出日）から平成 年 月 日までである。 【提出理由】（2） 【縦覧に供する場所】 名称 （所在地） （記載上の注意） 次に掲げるものを除き、第十八号様式に準じて記載すること。 （1）発行登録の対象とした募集（売出）特定外国資産流動化証券の形態 発行登録による募集又は売出しを予定している特定外国資産流動化証券の形態（社債、株式の別等）を記載すること。 （2）提出理由 次のいずれの事由に基づいて提出するか及びその訂正内容を記載する。 （a）発行登録書において参照すべき旨記載されている参照書類と同種の書類が新たに提出されたこと。 （b）発行予定額を記載した場合において、当該発行予定額のうち未発行分の一部を発行予定期間に発行する見込みがなくなったこと。 （c）発行残高の上限を記載した場合において、当該発行残高の上限を減額しなければならない事情が生じたこと。 （d）記載された引受けを予定する金融商品取引業者のうちの主たるものに異動があったこと。 （e）記載された発行登録の効力発生予定日に変更があったこと。 （f）その他記載事項の変更があったこと。	（新設）

改 正 案	現 行
第十九号の二様式 【表紙】 【発行登録番号】 【提出書類】発行登録取下届出書 【提出先】関東財務局長 【提出日】平成 年 月 日 【発行者名】 【代表者の役職氏名】 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【電話番号】 1【取下げに係る発行登録の対象とし た募集（売出）特定内国資産流動化 証券の名称】 2【取下げに係る発行登録の対象とし た募集（売出）特定内国資産流動化 証券の形態】 3【取下げに係る発行登録書の提出日】 4【取下理由】 （記載上の注意） 代表者の役職氏名 法第27条の30の 5 第 1 項の規定により発行登録取下届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印 を押印すること。	(新設)

改正案	現行
第二十号の二様式 【表紙】 【発行登録番号】 【提出書類】発行登録取下届出書 【提出先】関東財務局長 【提出日】平成 年 月 日 【発行者名】 【代表者の役職氏名】 【本店の所在の場所】 【代理人の氏名又は名称】 【代理人の住所又は所在地】 【事務連絡者氏名】 【連絡場所】 【電話番号】 1 【取下げに係る発行登録の対象とした募集（売出）特定外国資産流動化証券の名称】 2 【取下げに係る発行登録の対象とした募集（売出）特定外国資産流動化証券の形態】 3 【取下げに係る発行登録書の提出日】 4 【取下理由】 （記載上の注意） 代理人の氏名又は名称 本邦内に住所を有する者であつて、発行登録取下届出書の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの（以下「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。	（新設）

改正案	現行																																																																																															
第二十一号様式	第二十一号様式																																																																																															
【表紙】 【発行登録追補書類番号】 【提出書類】 【提出先】 【提出日】 【発行者名】 【代表者の役職氏名】（1） 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【電話番号】 【発行登録の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】 【発行登録の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態】（2） 【今回の募集（売出）金額】（3） 【発行登録書の内容】（4） （1）【提出日】 （2）【効力発生日】 （3）【有効期限】 （4）【発行登録番号】 （5）【発行予定額又は発行残高の上限】 【これまでの募集（売出）実績】（5） （発行予定額を記載した場合） <table><thead><tr><th>番 号</th><th>提出年月日</th><th>募集（売出）金額（円）</th><th>減額による訂正年月日</th><th>減額金額（円）</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">実 績 合 計 額（円）</td><td></td><td>減額総額（円）</td><td></td></tr></tbody></table> 【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額） （発行残高の上限を記載した場合） <table><thead><tr><th>番号</th><th>提出年月日</th><th>募集（売出）金額（円）</th><th>償還年月日</th><th>償還金額（円）</th><th>減額による訂正年月日</th><th>減額金額（円）</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">実績合計額（円）</td><td></td><td>償還総額（円）</td><td></td><td>減額総額（円）</td><td></td></tr></tbody></table> 【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額） 【安定操作に関する事項】 【縦覧に供する場所】（6） 名称 （所在地） 第一部（略）	番 号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）																					実 績 合 計 額（円）			減額総額（円）		番号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	償還年月日	償還金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）																						実績合計額（円）			償還総額（円）		減額総額（円）		【表紙】 【発行登録追補書類番号】 【提出書類】 【提出先】 【提出日】 【発行者名】 【代表者の役職氏名】（1） 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【電話番号】 【発行登録の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】 【発行登録の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態】（2） 【今回の募集（売出）金額】（3） 【発行登録書の内容】（4） （1）【提出日】 （2）【効力発生日】 （3）【有効期限】 （4）【発行登録番号】 （5）【発行予定額】 【これまでの募集（売出）実績】（5） <table><thead><tr><th>番 号</th><th>提出年月日</th><th>募集（売出）金額（円）</th><th>減額による訂正年月日</th><th>減額金額（円）</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">実 績 合 計 額（円）</td><td></td><td>減額総額（円）</td><td></td></tr></tbody></table> 【残額】（6）（発行予定額－実績合計額－減額総額） 円 【安定操作に関する事項】 【縦覧に供する場所】（7） 名称 （所在地） 第一部（略）	番 号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）																					実 績 合 計 額（円）			減額総額（円）	
番 号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）																																																																																												
実 績 合 計 額（円）			減額総額（円）																																																																																													
番号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	償還年月日	償還金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）																																																																																										
実績合計額（円）			償還総額（円）		減額総額（円）																																																																																											
番 号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）																																																																																												
実 績 合 計 額（円）			減額総額（円）																																																																																													

<u>第二部【参照情報】（7）</u> 第1～第3（略） （記載上の注意） 次に掲げるものを除き、第四号の三様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。）において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。 （1）～（3）（略） （4）発行登録書の内容 a・b（略） c「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。 （5）これまでの募集（売出）実績 a発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。 （a）「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。 （b）「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうちの未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。 （c）「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額（発行価額又は売出価額の総額の合計額）を差し引いた金額を記載すること。 b発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。 （a）「番号」欄には、aの（a）に準じて記載すること。 （b）「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。 （c）「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の発行価額の総額を加算した金額を記載すること。 （削る） <u>（6）・（7）</u>（略）	<u>第二部【参照情報】（8）</u> 第1～第3（略） （記載上の注意） 次に掲げるものを除き、第四号の三様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。）において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。 （1）～（3）（略） （4）発行登録書の内容 a・b（略） c「発行予定額」欄には、発行登録書に記載された発行予定額を記載すること。 （5）これまでの募集（売出）実績 a「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。 b「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうちの未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。 （6）<u>残額</u> 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引いた金額を記載すること。 <u>（7）・（8）</u>（略）
--	---

改正案	現行																																																																								
第二十一号の二様式 【表紙】 【発行登録追補書類番号】 【提出書類】発行登録追補書類 【提出先】関東財務局長 【提出日】平成 年 月 日 【発行者名】 【代表者の役職氏名】（1） 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【電話番号】 【発行登録の対象とした募集（売出） 特定内国資産流動化証券の名称】 【発行登録の対象とした募集（売出） 特定内国資産流動化証券の形態】（2） 【今回の募集（売出）金額】（3） 【発行登録書の内容】（4） （1）【提出日】 （2）【効力発生日】 （3）【有効期限】 （4）【発行登録番号】 （5）【発行予定額又は発行残高の上限】 【これまでの募集（売出）実績】（5） （発行予定額を記載した場合） <table><thead><tr><th>番 号</th><th>提出年月日</th><th>募集（売出）金額（円）</th><th>減額による訂正年月日</th><th>減額金額（円）</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">実 績 合 計 額（円）</td><td></td><td>減額総額（円）</td><td></td></tr></tbody></table> 【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額）円 （発行残高の上限を記載した場合） <table><thead><tr><th>番号</th><th>提出年月日</th><th>募集（売出） 金額（円）</th><th>償還年月日</th><th>償還金額 （円）</th><th>減額による訂正 年月日</th><th>減額金額（円）</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">実績合計額（円）</td><td></td><td>償還総額（円）</td><td></td><td>減額総額（円）</td><td></td></tr></tbody></table> 【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額）円 【安定操作に関する事項】 【縦覧に供する場所】（6） 名称 （所在地） 第一部【証券情報】	番 号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）																					実 績 合 計 額（円）			減額総額（円）		番号	提出年月日	募集（売出） 金額（円）	償還年月日	償還金額 （円）	減額による訂正 年月日	減額金額（円）																													実績合計額（円）			償還総額（円）		減額総額（円）		（新設）
番 号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）																																																																					
実 績 合 計 額（円）			減額総額（円）																																																																						
番号	提出年月日	募集（売出） 金額（円）	償還年月日	償還金額 （円）	減額による訂正 年月日	減額金額（円）																																																																			
実績合計額（円）			償還総額（円）		減額総額（円）																																																																				

第1 <u>【社債（特定短期社債を除く。）】</u> 1 <u>【銘柄】</u> 2 <u>【特定内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】</u> 3 <u>【券面総額】</u> 4 <u>【各社債の金額】</u> 5 <u>【発行（売出）価額の総額】</u> 6 <u>【発行（売出）価格】</u> 7 <u>【利率】</u> 8 <u>【利払日及び利息支払の方法】</u> 9 <u>【償還期限及び償還の方法】</u> 10 <u>【募集の方法】</u> 11 <u>【申込証拠金】</u> 12 <u>【申込期間及び申込取扱場所】</u> 13 <u>【払込期日及び払込取扱場所】</u> 14 <u>【引受け等の概要】</u> 15 <u>【社債管理者又は社債の管理会社】</u> 16 <u>【振替機関に関する事項】</u> 17 <u>【その他】</u> <u>【転換特定社債に関する事項】</u> 18 <u>【転換の条件】</u> 19 <u>【転換により発行する優先出資の内容】</u> 20 <u>【転換請求期間】</u> 21 <u>【転換請求の受付場所及び取次場所】</u> 22 <u>【その他】</u> <u>【新優先出資引受権付社債に関する事項】</u> 23 <u>【新優先出資引受権の内容】</u> 24 <u>【新優先出資引受権の行使請求期間】</u> 25 <u>【新優先出資引受権の受付場所、取次場所及び払込取次場所】</u> 26 <u>【新優先出資引受権の譲渡に関する事項】</u> 27 <u>【代用払込みに関する事項】</u> 28 <u>【その他】</u> 第2 <u>【特定優先出資証券】</u> 1 <u>【銘柄】</u> 2 <u>【特定内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】</u> 3 <u>【額面金額】</u> 4 <u>【発行口数】</u> 5 <u>【発行（売出）価額の総額】</u> 6 <u>【発行（売出）価格】</u> 7 <u>【優先出資の内容】</u> 8 <u>【消却・併合に関する事項】</u> 9 <u>【単位未満優先出資に関する事項】</u> 10 <u>【発行の条件に関する事項】</u> 11 <u>【募集の方法】</u> 12 <u>【申込証拠金】</u> 13 <u>【申込期間及び申込取扱場所】</u> 14 <u>【払込期日及び払込取扱場所】</u> 15 <u>【引受け等の概要】</u>	
---	--

16【その他】 第3【売出しに係る特定内国資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称】 第4【手取金の使途】 第二部【参照情報】（7） 第1【参照書類】 法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。 1【有価証券報告書及びその添付書類】 計算期間 第 期（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）平成 年 月 日関東財務局長に提出 2【半期報告書】 計算期間 第 期中（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）平成 年 月 日関東財務局長に提出 3【臨時報告書】 1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成 年 月 日）までに、臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出 4【訂正報告書】 訂正報告書（上記 の訂正報告書）を平成 年 月 日に関東財務局長に提出 第2【参照書類の補完情報】 第3【参照書類を縦覧に供している場所】 名称 （所在地） （記載上の注意） 次に掲げるものを除き、第五号の二様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。）において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。 （1） 代表者の役職氏名 法第27条の30の5第1項の規定により発行登録追補書類を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。 （2） 発行登録の対象とした募集（売出）特定内国資産流動化証券の形態 今回発行登録により募集又は売出しを行う特定内国資産流動化証券の形態（特定社債券、特定優先出資証券の別等）を記載すること。 （3） 今回の募集（売出）金額 今回発行登録により募集又は売出しを行う特定内国資産流動化証券の発行価額又は売出価額の総額を募集又は売出しごとに記載すること。 （4） 発行登録書の内容 a 「発行登録番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録を行うに際し提出した発行登録書に付された番号を記載すること。 b 「有効期限」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録について発行予定期間を経過する日を記載すること。 c 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。 （5） これまでの募集（売出）実績 a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。 （a） 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類

が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。 (b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうち未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。 (c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額（発行価額又は売出価額の総額の合計額）を差し引いた金額を記載すること。 b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。 (a) 「番号」欄には、a の（a）に準じて記載すること。 (b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。 (c) 「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の発行価額の総額を加算した金額を記載すること。 (6) 縦覧に供する場所 公衆の縦覧に供する金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。 (7) 参照情報 a 臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第29条第2項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。 b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、いずれの訂正報告書であるのかを付記すること。	
--	--

改正案	現行																																																																																					
第二十二号様式	第二十二号様式																																																																																					
【表紙】 【発行登録追補書類番号】 【提出書類】 【提出先】 【提出日】 【発行者名】 【代表者の役職氏名】 【本店の所在の場所】 【代理人の氏名又は名称】（1） 【代理人の住所又は所在地】 【事務連絡者氏名】 【連絡場所】 【電話番号】 【発行登録の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称】 【発行登録の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態】（2） 【今回の募集（売出）金額】（3） 【発行登録書の内容】（4） （1）【提出日】 （2）【効力発生日】 （3）【有効期限】 （4）【発行登録番号】 （5）【発行予定額又は発行残高の上限】 【これまでの募集（売出）実績】（5） （発行予定額を記載した場合） <table><thead><tr><th>番 号</th><th>提出年月日</th><th>募集（売出）金額（円）</th><th>減額による訂正年月日</th><th>減額金額（円）</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">実 績 合 計 額（円）</td><td></td><td>減額総額（円）</td><td></td></tr></tbody></table> 【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額） （発行残高の上限を記載した場合） <table><thead><tr><th>番号</th><th>提出年月日</th><th>募集（売出）金額（円）</th><th>償還年月日</th><th>償還金額（円）</th><th>減額による訂正年月日</th><th>減額金額（円）</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">実績合計額（円）</td><td></td><td>償還総額（円）</td><td></td><td>減額総額（円）</td><td></td></tr></tbody></table> 【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額）	番 号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）																実 績 合 計 額（円）			減額総額（円）		番号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	償還年月日	償還金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）																						実績合計額（円）			償還総額（円）		減額総額（円）		【表紙】 【発行登録追補書類番号】 【提出書類】 【提出先】 【提出日】 【発行者名】 【代表者の役職氏名】 【本店の所在の場所】 【代理人の氏名又は名称】（1） 【代理人の住所又は所在地】 【事務連絡者氏名】 【連絡場所】 【電話番号】 【発行登録の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称】 【発行登録の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態】（2） 【今回の募集（売出）金額】（3） 【発行登録書の内容】（4） （1）【提出日】 （2）【効力発生日】 （3）【有効期限】 （4）【発行登録番号】 （5）【発行予定額】 【これまでの募集（売出）実績】（5） <table><thead><tr><th>番 号</th><th>提出年月日</th><th>募集（売出）金額（円）</th><th>減額による訂正年月日</th><th>減額金額（円）</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">実 績 合 計 額（円）</td><td></td><td>減額総額（円）</td><td></td></tr></tbody></table> 【残額】（6）（発行予定額－実績合計額－減額総額） 円	番 号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）																実 績 合 計 額（円）			減額総額（円）	
番 号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）																																																																																		
実 績 合 計 額（円）			減額総額（円）																																																																																			
番号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	償還年月日	償還金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）																																																																																
実績合計額（円）			償還総額（円）		減額総額（円）																																																																																	
番 号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）																																																																																		
実 績 合 計 額（円）			減額総額（円）																																																																																			

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】

(6)

名称

(所在地)

第一部

(略)

第二部【参照情報】

(7)

第1～第3

(略)

第三部

(略)

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第四号の四様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。）において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。

(1)～(3)

(略)

(4)

発行登録書の内容

a・b

(略)

c

「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。

(5)

これまでの募集（売出）実績

a

発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a)

「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。

(b)

「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうちの未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(c)

「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額（発行価額又は売出価額の総額の合計額）を差し引いた金額を記載すること。

b

発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a)

「番号」欄には、aの(a)に準じて記載すること。

(b)

「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(c)

「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の発行価額の総額を加算した金額を記載すること。

(削る)

(6)・(7)

(略)

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】

(7)

名称

(所在地)

第一部

(略)

第二部【参照情報】

(8)

第1～第3

(略)

第三部

(略)

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第四号の四様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。）において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。

(1)～(3)

(略)

(4)

発行登録書の内容

a・b

(略)

c

「発行予定額」欄には、発行登録書に記載された発行予定額を記載すること。

(5)

これまでの募集（売出）実績

a

「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。

b

「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうちの未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(6)

残額

「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引いた金額を記載すること。

(7)・(8)

(略)

(所在地)	
第一部【証券情報】	
第1【社債（短期外債を除く。）】	
1【銘柄】	
2【特定外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】	
3【券面総額】	
4【各社債の金額】	
5【発行（売出）価額の総額】	
6【発行（売出）価格】	
7【利率】	
8【利払日及び利息支払の方法】	
9【償還期限及び償還の方法】	
10【募集の方法】	
11【申込証拠金】	
12【申込期間及び申込取扱場所】	
13【払込期日及び払込取扱場所】	
14【引受け等の概要】	
15【社債管理者又は社債の管理会社】	
16【振替機関に関する事項】	
17【保管に関する事項】	
18【その他】	
【新株予約権付社債に関する事項】	
19【新株予約権の内容】	
20【新株予約権の行使請求期間】	
21【新株予約権の受付場所、取次場所及び払込取次事項】	
22【新株予約権の譲渡に関する事項】	
23【代用払込みに関する事項】	
24【その他】	
第2【株式】	
1【種類】	
2【外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】	
3【額面金額】	
4【発行数】	
5【発行（売出）価額の総額】	
6【発行（売出）価格】	
7【資本組入額の総額】	
8【資本組入額】	
9【株式の内容】	
10【配当の方法】	
11【募集の方法】	
12【申込証拠金】	
13【申込期間及び申込取扱場所】	
14【払込期日及び払込取扱場所】	
15【引受け等の概要】	
16【その他】	
第3【売出しに係る特定外国資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称】	
第4【手取金の使途】	

第二部【参照情報】（7）

第1【参照書類】

法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第 期（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）平成 年 月 日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

計算期間 第 期中（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）平成 年 月 日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成 年 月 日）までに、臨時報告書を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

訂正報告書（上記 の訂正報告書）を平成 年 月 日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

第三部【特別情報】

【特定外国資産流動化証券の様式】

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第五号の三様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。）において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。

(1) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの（以下この（1）において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により発行登録追補書類を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。

(2) 発行登録の対象とした募集（売出）特定外国資産流動化証券の形態

今回発行登録により募集又は売出しを行う特定外国資産流動化証券の形態（社債、株式の別等）を記載すること。

(3) 今回の募集（売出）金額

今回発行登録により募集又は売出しを行う特定外国資産流動化証券の発行価額又は売出価額の総額を募集又は売出しごとに記載すること。

(4) 発行登録書の内容

a 「発行登録番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録を行うに際し提出した発行登録書に付された番号を記載すること。

b 「有効期限」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録について発行予定期間を経過する日を記載すること。

c 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。

(5) これまでの募集（売出）実績

a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

- (a) 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。
- (b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうちの未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。
- (c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額（発行価額又は売出価額の総額の合計額）を差し引いた金額を記載すること。
- b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。
- (a) 「番号」欄には、a の (a) に準じて記載すること。
- (b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。
- (c) 「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の発行価額の総額を加算した金額を記載すること。
- (6) 縦覧に供する場所
公衆の縦覧に供する金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。
- (7) 参照情報
- a 臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第29条第2項各号のうちのいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。
- b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、いずれの訂正報告書であるのかを付記すること。

改正案	現行																																																																																					
第二十三号様式	第二十三号様式																																																																																					
【表紙】 【発行登録通知書番号】 【提出書類】発行登録通知書 【提出先】関東財務局長 【提出日】平成 年 月 日 【発行者名】 【代表者の役職氏名】（１） 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【電話番号】 【発行登録の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】 【発行登録の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態】（２） 【今回の募集（売出）金額】（３） 【発行登録書の内容】（４） （１）【提出日】 （２）【効力発生日】 （３）【有効期限】 （４）【発行登録番号】 （５）【発行予定額又は発行残高の上限】 【これまでの募集（売出）実績】（５） （発行予定額を記載した場合）<table><thead><tr><th>番 号</th><th>提出年月日</th><th>募集（売出）金額（円）</th><th>減額による訂正年月日</th><th>減額金額（円）</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">実 績 合 計 額（円）</td><td></td><td>減額総額（円）</td><td></td></tr></tbody></table> 【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額） 円 （発行残高の上限を記載した場合）<table><thead><tr><th>番号</th><th>提出年月日</th><th>募集（売出）金額（円）</th><th>償還年月日</th><th>償還金額（円）</th><th>減額による訂正年月日</th><th>減額金額（円）</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">実績合計額（円）</td><td></td><td>償還総額（円）</td><td></td><td>減額総額（円）</td><td></td></tr></tbody></table> 【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額） 円 【安定操作に関する事項】 【縦覧に供する場所】 名称 (所在地) 第１・第２（略）	番 号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）																実 績 合 計 額（円）			減額総額（円）		番号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	償還年月日	償還金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）																						実績合計額（円）			償還総額（円）		減額総額（円）		【表紙】 【発行登録通知書番号】 【提出書類】発行登録通知書 【提出先】関東財務局長 【提出日】平成 年 月 日 【発行者名】 【代表者の役職氏名】（１） 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【電話番号】 【発行登録の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】 【発行登録の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態】（２） 【今回の募集（売出）金額】（３） 【発行登録書の内容】（４） （１）【提出日】 （２）【効力発生日】 （３）【有効期限】 （４）【発行登録番号】 （５）【発行予定額】 【これまでの募集（売出）実績】（５）<table><thead><tr><th>番 号</th><th>提出年月日</th><th>募集（売出）金額（円）</th><th>減額による訂正年月日</th><th>減額金額（円）</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">実 績 合 計 額（円）</td><td></td><td>減額総額（円）</td><td></td></tr></tbody></table> 【残額】（６）（発行予定額－実績合計額－減額総額） 円 【安定操作に関する事項】 【縦覧に供する場所】 名称 (所在地) 第１・第２（略）	番 号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）																実 績 合 計 額（円）			減額総額（円）	
番 号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）																																																																																		
実 績 合 計 額（円）			減額総額（円）																																																																																			
番号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	償還年月日	償還金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）																																																																																
実績合計額（円）			償還総額（円）		減額総額（円）																																																																																	
番 号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）																																																																																		
実 績 合 計 額（円）			減額総額（円）																																																																																			

(記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第一号の三様式に準じて記載すること。 (1) ～ (3) (略) (4) 発行登録書の内容 a・b (略) c 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。 (5) これまでの募集（売出）実績 a <u>発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。</u> (a) <u>「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。</u> (b) <u>「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうちの未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。</u> (c) <u>「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額（発行価額又は売出価額の総額の合計額）を差し引いた金額を記載すること。</u> b <u>発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。</u> (a) <u>「番号」欄には、aの(a)に準じて記載すること。</u> (b) <u>「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。</u> (c) <u>「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の発行価額の総額を加算した金額を記載すること。</u> (削る)	(記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第一号の三様式に準じて記載すること。 (1) ～ (3) (略) (4) 発行登録書の内容 a・b (略) c 「発行予定額」欄には、発行登録書に記載された発行予定額を記載すること。 (5) これまでの募集（売出）実績 a <u>「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。</u> b <u>「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうちの未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。</u> (6) <u>残額</u> <u>「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引いた金額を記載すること。</u>
--	---

改正案	現行																																																																								
第二十三号の二様式 【表紙】 【発行登録通知書番号】 【提出書類】発行登録通知書 【提出先】関東財務局長 【提出日】平成 年 月 日 【発行者名】 【代表者の役職氏名】（1） 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【電話番号】 【発行登録の対象とした募集（売出） 特定内国資産流動化証券の名称】 【発行登録の対象とした募集（売出） 特定内国資産流動化証券の形態】（2） 【今回の募集（売出）金額】（3） 【発行登録書の内容】（4） （1）【提出日】 （2）【効力発生日】 （3）【有効期限】 （4）【発行登録番号】 （5）【発行予定額又は発行残高の上限】 【これまでの募集（売出）実績】（5） （発行予定額を記載した場合） <table><thead><tr><th>番 号</th><th>提出年月日</th><th>募集（売出）金額（円）</th><th>減額による訂正年月日</th><th>減額金額（円）</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">実 績 合 計 額（円）</td><td></td><td>減額総額（円）</td><td></td></tr></tbody></table> 【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額） 円 （発行残高の上限を記載した場合） <table><thead><tr><th>番号</th><th>提出年月日</th><th>募集（売出） 金額（円）</th><th>償還年月日</th><th>償還金額 （円）</th><th>減額による訂正 年月日</th><th>減額金額（円）</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">実績合計額（円）</td><td></td><td>償還総額（円）</td><td></td><td>減額総額（円）</td><td></td></tr></tbody></table> 【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額） 円 【安定操作に関する事項】 【縦覧に供する場所】 名称 (所在地) 第1【募集（売出）要項】	番 号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）																					実 績 合 計 額（円）			減額総額（円）		番号	提出年月日	募集（売出） 金額（円）	償還年月日	償還金額 （円）	減額による訂正 年月日	減額金額（円）																													実績合計額（円）			償還総額（円）		減額総額（円）		(新設)
番 号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）																																																																					
実 績 合 計 額（円）			減額総額（円）																																																																						
番号	提出年月日	募集（売出） 金額（円）	償還年月日	償還金額 （円）	減額による訂正 年月日	減額金額（円）																																																																			
実績合計額（円）			償還総額（円）		減額総額（円）																																																																				

1 <u>【社債（特定短期社債を除く。）】</u> (1) <u>【銘柄】</u> (2) <u>【特定内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】</u> (3) <u>【券面総額】</u> (4) <u>【各社債の金額】</u> (5) <u>【発行（売出）価額の総額】</u> (6) <u>【発行（売出）価格】</u> (7) <u>【利率】</u> (8) <u>【利払日及び利息支払の方法】</u> (9) <u>【償還期限及び償還の方法】</u> (10) <u>【募集の方法】</u> (11) <u>【申込証拠金】</u> (12) <u>【申込期間及び申込取扱場所】</u> (13) <u>【払込期日及び払込取扱場所】</u> (14) <u>【引受け等の概要】</u> (15) <u>【社債管理者又は社債の管理会社】</u> (16) <u>【振替機関に関する事項】</u> (17) <u>【その他】</u> <u>【転換特定社債に関する事項】</u> (18) <u>【転換の条件】</u> (19) <u>【転換により発行する優先出資の内容】</u> (20) <u>【転換請求期間】</u> (21) <u>【転換請求の受付場所及び取次場所】</u> (22) <u>【その他】</u> <u>【新優先出資引受権付社債に関する事項】</u> (23) <u>【新優先出資引受権の内容】</u> (24) <u>【新優先出資引受権の行使請求期間】</u> (25) <u>【新優先出資引受権の受付場所、取次場所及び払込取次場所】</u> (26) <u>【新優先出資引受権の譲渡に関する事項】</u> (27) <u>【代用払込みに関する事項】</u> (28) <u>【その他】</u> 2 <u>【特定優先出資証券】</u> (1) <u>【銘柄】</u> (2) <u>【特定内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】</u> (3) <u>【額面金額】</u> (4) <u>【発行口数】</u> (5) <u>【発行（売出）価額の総額】</u> (6) <u>【発行（売出）価格】</u> (7) <u>【優先出資の内容】</u> (8) <u>【消却・併合に関する事項】</u> (9) <u>【単位未満優先出資に関する事項】</u> (10) <u>【発行の条件に関する事項】</u> (11) <u>【募集の方法】</u> (12) <u>【申込証拠金】</u> (13) <u>【申込期間及び申込取扱場所】</u> (14) <u>【払込期日及び払込取扱場所】</u> (15) <u>【引受け等の概要】</u>	
---	--

(16) <u>【その他】</u> 第2 <u>【過去2年以内における発行登録による募集（売出し）】</u> 1 <u>【社債（特定短期社債を除く。）】</u> (1) <u>【銘柄】</u> (2) <u>【特定内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】</u> (3) <u>【券面総額】</u> (4) <u>【各社債の金額】</u> (5) <u>【発行（売出）価額の総額】</u> (6) <u>【発行（売出）価格】</u> (7) <u>【利率】</u> (8) <u>【利払日及び利息支払の方法】</u> (9) <u>【償還期限及び償還の方法】</u> (10) <u>【申込期間】</u> (11) <u>【払込期日】</u> (12) <u>【社債管理者又は社債の管理会社】</u> <u>【転換特定社債に関する事項】</u> (13) <u>【転換の条件】</u> (14) <u>【転換により発行する優先出資の内容】</u> (15) <u>【転換請求期間】</u> <u>【新優先出資引受権付社債に関する事項】</u> (16) <u>【新優先出資引受権の内容】</u> (17) <u>【新優先出資引受権の行使請求期間】</u> (18) <u>【新優先出資引受権の受付場所、取次場所及び払込取次場所】</u> 2 <u>【特定優先出資証券】</u> (1) <u>【銘柄】</u> (2) <u>【特定内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】</u> (3) <u>【額面金額】</u> (4) <u>【発行口数】</u> (5) <u>【発行（売出）価額の総額】</u> (6) <u>【発行（売出）価格】</u> (7) <u>【優先出資の内容】</u> (8) <u>【消却・併合に関する事項】</u> (9) <u>【単位未満優先出資に関する事項】</u> (10) <u>【発行の条件に関する事項】</u> (11) <u>【申込期間】</u> (12) <u>【払込期日】</u> <u>（記載上の注意）</u> <u>次に掲げるものを除き、第二号の二様式に準じて記載すること。</u> (1) <u>代表者の役職氏名</u> <u>発行登録通知書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。</u> (2) <u>発行登録の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態</u> <u>今回発行登録により募集又は売出しを行う特定内国資産流動化証券の形態（特定社債券、特定優先出資証券の別等）を記載すること。</u> (3) <u>今回の募集（売出）金額</u> <u>今回発行登録により募集又は売出しを行う特定内国資産流動化証券の発行価額又は売出価額の総額を募集又は売出しごとに記載すること。</u> (4) <u>発行登録書の内容</u>	
---	--

a <u>「発行登録番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録を行うに際し提出した発行登録書に付された番号を記載すること。</u> b <u>「有効期限」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録について発行予定期間を経過する日を記載すること。</u> c <u>「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。</u> (5) <u>これまでの募集（売出）実績</u> a <u>発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。</u> (a) <u>「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。</u> (b) <u>「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうち未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。</u> (c) <u>「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額（発行価額又は売出価額の総額の合計額）を差し引いた金額を記載すること。</u> b <u>発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。</u> (a) <u>「番号」欄には、aの（a）に準じて記載すること。</u> (b) <u>「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。</u> (c) <u>「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の発行価額の総額を加算した金額を記載すること。</u>	
--	--

改正案	現行																																																																																					
第二十四号様式	第二十四号様式																																																																																					
【表紙】 【発行登録通知書番号】 【提出書類】発行登録通知書 【提出先】関東財務局長 【提出日】平成 年 月 日 【発行者名】 【代表者の役職氏名】 【本店の所在の場所】 【代理人の氏名又は名称】（1） 【代理人の住所又は所在地】 【事務連絡者氏名】 【連絡場所】 【電話番号】 【発行登録の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称】 【発行登録の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態】（2） 【今回の募集（売出）金額】（3） 【発行登録書の内容】（4） （1）【提出日】 （2）【効力発生日】 （3）【有効期限】 （4）【発行登録番号】 （5）【発行予定額又は発行残高の上限】 【これまでの募集（売出）実績】（5） （発行予定額を記載した場合） <table><thead><tr><th>番 号</th><th>提出年月日</th><th>募集（売出）金額（円）</th><th>減額による訂正年月日</th><th>減額金額（円）</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">実 績 合 計 額（円）</td><td></td><td>減額総額（円）</td><td></td></tr></tbody></table> 【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額） 円 （発行残高の上限を記載した場合） <table><thead><tr><th>番号</th><th>提出年月日</th><th>募集（売出）金額（円）</th><th>償還年月日</th><th>償還金額（円）</th><th>減額による訂正年月日</th><th>減額金額（円）</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">実績合計額（円）</td><td></td><td>償還総額（円）</td><td></td><td>減額総額（円）</td><td></td></tr></tbody></table> 【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額） 円 【安定操作に関する事項】	番 号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）																実 績 合 計 額（円）			減額総額（円）		番号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	償還年月日	償還金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）																						実績合計額（円）			償還総額（円）		減額総額（円）		【表紙】 【発行登録通知書番号】 【提出書類】発行登録通知書 【提出先】関東財務局長 【提出日】平成 年 月 日 【発行者名】 【代表者の役職氏名】 【本店の所在の場所】 【代理人の氏名又は名称】（1） 【代理人の住所又は所在地】 【事務連絡者氏名】 【連絡場所】 【電話番号】 【発行登録の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称】 【発行登録の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態】（2） 【今回の募集（売出）金額】（3） 【発行登録書の内容】（4） （1）【提出日】 （2）【効力発生日】 （3）【有効期限】 （4）【発行登録番号】 （5）【発行予定額】 【これまでの募集（売出）実績】（5） <table><thead><tr><th>番 号</th><th>提出年月日</th><th>募集（売出）金額（円）</th><th>減額による訂正年月日</th><th>減額金額（円）</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">実績金額（円）</td><td></td><td>減額総額（円）</td><td></td></tr></tbody></table> 【残額】（6）（発行予定額－実績合計額－減額総額） 円 【安定操作に関する事項】	番 号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）																実績金額（円）			減額総額（円）	
番 号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）																																																																																		
実 績 合 計 額（円）			減額総額（円）																																																																																			
番号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	償還年月日	償還金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）																																																																																
実績合計額（円）			償還総額（円）		減額総額（円）																																																																																	
番 号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）																																																																																		
実績金額（円）			減額総額（円）																																																																																			

【縦覧に供する場所】	名称 (所在地)
第1・第2 (略) (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。 (1)～(3) (略) (4) 発行登録書の内容 a・b (略) c 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。 (5) これまでの募集(売出)実績 a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。 (a) 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。 (b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額の中の未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。 (c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額(発行価額又は売出価額の総額の合計額)を差し引いた金額を記載すること。 b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。 (a) 「番号」欄には、aの(a)に準じて記載すること。 (b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。 (c) 「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の発行価額の総額を加算した金額を記載すること。 (削る)	第1・第2 (略) (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。 (1)～(3) (略) (4) 発行登録書の内容 a・b (略) c 「発行予定額」欄には、発行登録書に記載された発行予定額を記載すること。 (5) これまでの募集(売出)実績 a 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。 b 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額の中の未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。 (6) 残額 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引いた金額を記載すること。

改正案	現行																																																												
第二十四号の二様式 【表紙】 【発行登録通知書番号】 【提出書類】発行登録通知書 【提出先】関東財務局長 【提出日】平成 年 月 日 【発行者名】 【代表者の役職氏名】 【本店の所在の場所】 【代理人の氏名又は名称】（１） 【代理人の住所又は所在地】 【事務連絡者氏名】 【連絡場所】 【電話番号】 【発行登録の対象とした募集（売出）特定外国資産流動化証券の名称】 【発行登録の対象とした募集（売出）特定外国資産流動化証券の形態】（２） 【今回の募集（売出）金額】（３） 【発行登録書の内容】（４） （１）【提出日】 （２）【効力発生日】 （３）【有効期限】 （４）【発行登録番号】 （５）【発行予定額又は発行残高の上限】 【これまでの募集（売出）実績】（５） （発行予定額を記載した場合） <table><thead><tr><th>番 号</th><th>提出年月日</th><th>募集（売出）金額（円）</th><th>減額による訂正年月日</th><th>減額金額（円）</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">実 績 合 計 額（円）</td><td></td><td>減額総額（円）</td><td></td></tr></tbody></table> 【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額） 円 （発行残高の上限を記載した場合） <table><thead><tr><th>番号</th><th>提出年月日</th><th>募集（売出） 金額（円）</th><th>償還年月日</th><th>償還金額 （円）</th><th>減額による訂正 年月日</th><th>減額金額（円）</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">実績合計額（円）</td><td></td><td>償還総額（円）</td><td></td><td>減額総額（円）</td><td></td></tr></tbody></table> 【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額） 円 【安定操作に関する事項】	番 号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）																実 績 合 計 額（円）			減額総額（円）		番号	提出年月日	募集（売出） 金額（円）	償還年月日	償還金額 （円）	減額による訂正 年月日	減額金額（円）																						実績合計額（円）			償還総額（円）		減額総額（円）		（新設）
番 号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）																																																									
実 績 合 計 額（円）			減額総額（円）																																																										
番号	提出年月日	募集（売出） 金額（円）	償還年月日	償還金額 （円）	減額による訂正 年月日	減額金額（円）																																																							
実績合計額（円）			償還総額（円）		減額総額（円）																																																								

<u>【縦覧に供する場所】</u>	<u>名称</u> <u>(所在地)</u>
第1 <u>【募集（売出）要項】</u> 1 <u>【社債（短期外債を除く。）】</u> （1） <u>【銘柄】</u> （2） <u>【特定外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】</u> （3） <u>【券面総額】</u> （4） <u>【各社債の金額】</u> （5） <u>【発行（売出）価額の総額】</u> （6） <u>【発行（売出）価格】</u> （7） <u>【利率】</u> （8） <u>【利払日及び利息支払の方法】</u> （9） <u>【償還期限及び償還の方法】</u> （10） <u>【募集の方法】</u> （11） <u>【申込証拠金】</u> （12） <u>【申込期間及び申込取扱場所】</u> （13） <u>【払込期日及び払込取扱場所】</u> （14） <u>【引受け等の概要】</u> （15） <u>【社債管理者又は社債の管理会社】</u> （16） <u>【振替機関に関する事項】</u> （17） <u>【保管に関する事項】</u> （18） <u>【その他】</u> <u>【新株予約権付社債に関する事項】</u> （19） <u>【新株予約権の内容】</u> （20） <u>【新株予約権の行使請求期間】</u> （21） <u>【新株予約権の受付場所、取次場所及び払込取次事項】</u> （22） <u>【新株予約権の譲渡に関する事項】</u> （23） <u>【代用払込みに関する事項】</u> （24） <u>【その他】</u> 2 <u>【株式】</u> （1） <u>【種類】</u> （2） <u>【特定外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】</u> （3） <u>【額面金額】</u> （4） <u>【発行数】</u> （5） <u>【発行（売出）価額の総額】</u> （6） <u>【発行（売出）価格】</u> （7） <u>【資本組入額の総額】</u> （8） <u>【資本組入額】</u> （9） <u>【株式の内容】</u> （10） <u>【配当の方法】</u> （11） <u>【募集の方法】</u> （12） <u>【申込証拠金】</u> （13） <u>【申込期間及び申込取扱場所】</u> （14） <u>【払込期日及び払込取扱場所】</u> （15） <u>【引受け等の概要】</u> （16） <u>【その他】</u> 第2 <u>【過去2年以内における発行登録による募集（売出し）】</u>	

1 <u>【社債（短期外債を除く。）】</u> (1) <u>【銘柄】</u> (2) <u>【特定外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】</u> (3) <u>【券面総額】</u> (4) <u>【各社債の金額】</u> (5) <u>【発行（売出）価額の総額】</u> (6) <u>【発行（売出）価格】</u> (7) <u>【利率】</u> (8) <u>【利払日及び利息支払の方法】</u> (9) <u>【償還期限及び償還の方法】</u> (10) <u>【募集の方法】</u> (11) <u>【申込証拠金】</u> (12) <u>【申込期間及び申込取扱場所】</u> (13) <u>【払込期日及び払込取扱場所】</u> (14) <u>【引受け等の概要】</u> (15) <u>【社債管理者又は社債の管理会社】</u> (16) <u>【振替機関に関する事項】</u> (17) <u>【保管に関する事項】</u> (18) <u>【その他】</u> <u>【新株予約権付社債に関する事項】</u> (19) <u>【新株予約権の内容】</u> (20) <u>【新株予約権の行使請求期間】</u> (21) <u>【新株予約権の受付場所、取次場所及び払込取次事項】</u> (22) <u>【新株予約権の譲渡に関する事項】</u> (23) <u>【代用払込みに関する事項】</u> (24) <u>【その他】</u> 2 <u>【株式】</u> (1) <u>【種類】</u> (2) <u>【特定外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】</u> (3) <u>【額面金額】</u> (4) <u>【発行数】</u> (5) <u>【発行（売出）価額の総額】</u> (6) <u>【発行（売出）価格】</u> (7) <u>【資本組入額の総額】</u> (8) <u>【資本組入額】</u> (9) <u>【株式の内容】</u> (10) <u>【配当の方法】</u> (11) <u>【募集の方法】</u> (12) <u>【申込証拠金】</u> (13) <u>【申込期間及び申込取扱場所】</u> (14) <u>【払込期日及び払込取扱場所】</u> (15) <u>【引受け等の概要】</u> (16) <u>【その他】</u> <u>(記載上の注意)</u> 次に掲げるものを除き、第二号の三様式に準じて記載すること。 (1) 代理人の氏名又は名称 本邦内に住所を有する者であって、発行登録通知書の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代	
--	--

<u>理する権限を有するもの（以下この（１）において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（発行登録通知書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。</u>	
<u>（２）発行登録の対象とした募集（売出）特定外国資産流動化証券の形態</u> <u>今回発行登録により募集又は売出しを行う外国投資証券の形態（社債、株式の別等）を記載すること。</u>	
<u>（３）今回の募集（売出）金額</u> <u>今回発行登録により募集又は売出しを行う外国投資証券の発行価額又は売出価額の総額を募集又は売出しごとに記載すること。</u>	
<u>（４）発行登録書の内容</u> <u>a 「発行登録番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録を行うに際し提出した発行登録書に付された番号を記載すること。</u> <u>b 「有効期限」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録について発行予定期間を経過する日を記載すること。</u> <u>c 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。</u>	
<u>（５）これまでの募集（売出）実績</u> <u>a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。</u> <u>（a）「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。</u> <u>（b）「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうちの未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。</u> <u>（c）「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額（発行価額又は売出価額の総額の合計額）を差し引いた金額を記載すること。</u> <u>b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。</u> <u>（a）「番号」欄には、aの（a）に準じて記載すること。</u> <u>（b）「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。</u> <u>（c）「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の発行価額の総額を加算した金額を記載すること。</u>	

改 正 案	現 行
第二十五号様式 1. 基本情報 【ファンドの名称】 【委託会社等の情報】（2） 【ファンドの目的・特色】（3） 【投資リスク】（4） 【運用実績】（5） 【手続・手数料等】（6） 2. 追加的情報（7） （記載上の注意） （1） 一般的事項 a <u>目論見書の記載に当たっては、ファンドの特色等を考慮し、投資者がファンドの内容を容易に、かつ、正確に理解できるよう、簡潔に、かつ、分かりやすく記載すること。</u> <u>また、この目論見書に係る内国投資信託受益証券についての有価証券届出書の記載内容の一部を誇張し、又はその一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。</u> b <u>記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、グラフ、図表等（以下このb及び（5）のbにおいて「図表等」という。）による表示をすることができる。この場合において、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示し、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。</u> c <u>目論見書を作成する場合には、投資者が容易に理解することができるよう、適切な分量及び文字の大きさとしなければならない。これに加えて紙面で作成する場合には、適切な紙面の大きさとしなければならない。</u> d <u>当該目論見書において、金融商品取引法上の「目論見書」であることが明白となるような記載をすること。</u> e <u>この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。</u> （2） 委託会社等の情報 <u>第四号様式「記載上の注意」（14）のb及びcにより記載すべき事項であって、委託会社その他の投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼす者に関する事項のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものについて記載すること。</u> （3） ファンドの目的・特色 <u>第四号様式「記載上の注意」（12）、（14）のa及び（15）から（19）までにより記載すべき事項のうち、投資者がファンドの目的及び特色を容易に理解するために必要な事項を記載すること。</u> （4） 投資リスク a <u>ファンドのもつリスク及びその管理体制について、簡潔に、かつ、分かりやすく記載すること。</u> b <u>投資リスクの記載については、ファンドの特色及びリスクの特性を考慮し、投資者が投資リスクの内容を容易に理解することができるよう、表現や記載順序を工夫して記載すること。</u> （5） 運用実績 a <u>第四号様式「記載上の注意」（28）から（34）までにより記載すべき事項のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものについて記載すること。</u> <u>なお、投資資産が有価証券である場合には、第四号様式「記載上の注意」（28）のbにかかわらず、</u>	（新設）

<u>ファンドの特色及びリスクの特性を考慮し、実質的な投資先を含め運用に及ぼす影響の大きいもの概ね10銘柄について記載すること。</u> <u>b 運用実績の記載については、図表等を用いて投資者が容易に理解することができるよう、分かりやすく記載すること。</u> <u>(6) 手続・手数料等</u> <u>a 投資者が申込みから換金(解約)までの間に行うべき手続として、第四号様式「記載上の注意」(6)、(8)、(11)及び(36)から(42)までにより記載すべき事項を簡潔に記載すること。</u> <u>b 第四号様式「記載上の注意」(21)のaに規定する「手数料等」として、同(21)から(25)までにより記載すべき事項を簡潔に記載すること。また、第四号様式「記載上の注意」(26)により記載すべき事項のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものについて記載すること。</u> <u>(7) 追加的情報</u> <u>(3)から(6)までに掲げる事項のほか、この目論見書に係る内国投資信託受益証券についての有価証券届出書に記載された事項のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼす事項がある場合には、「追加的記載事項」と明記して記載すること。</u> <u>なお、「追加的記載事項」の記載については、投資者がその内容を容易に理解することができるよう、分かりやすく記載すること。</u>	
---	--

改正案	現行
第二十五号の二様式 1. 基本情報 【ファンドの名称】 【管理会社等の情報】（2） 【ファンドの目的・特色】（3） 【投資リスク】（4） 【運用実績】（5） 【手続・手数料等】（6） 2. 追加的情報（7） （記載上の注意） （1） 一般的事項 a 目論見書の記載に当たっては、ファンドの特性等を考慮し、投資者がファンドの内容を容易に、かつ、正確に理解できるよう、簡潔に、かつ、分かりやすく記載すること。 また、この目論見書に係る外国投資信託受益証券についての有価証券届出書の記載内容の一部を誇張し、又はその一部を抽出するなどして投資者に誤解をじさせるおそれのある表示をしてはならない。 b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、グラフ、図表等（以下このb及び（5）のbにおいて「図表等」という。）による表示をすることができる。この場合において、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。 c 目論見書を作成する場合には、投資者が容易に理解することができるよう、適切な分量及び文字の大きさとしなければならない。これに加えて紙面で作成する場合には、適切な紙面の大きさとしなければならない。 d 当該目論見書において、金融商品取引法上の「目論見書」であることが明白となるような記載をすること。 e この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。 （2） 管理会社等の情報 第四号の二様式「記載上の注意」（16）のb及びcにより記載すべき事項であって、管理会社その他の投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼす者に関する事項のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものについて記載すること。 （3） ファンドの目的・特色 第四号の二様式「記載上の注意」（14）、（16）のa及び（20）から（24）までにより記載すべき事項のうち、投資者がファンドの目的及び特色を容易に理解するために必要な事項を記載すること。 （4） 投資リスク a ファンドのもつリスク及びその管理体制について、簡潔に、かつ分かりやすく記載すること。 b 投資リスクの記載については、ファンドの特色及びリスクの特性を考慮し、投資者が投資リスクの内容を容易に理解することができるよう、表現や記載順序を工夫して記載すること。 （5） 運用実績 a 第四号の二様式「記載上の注意」（33）から（39）までにより記載すべき事項のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものについて記載すること。 なお、投資資産が有価証券である場合には、第四号の二様式「記載上の注意」（33）のbにかか	（新設）

<u>わらず、ファンドの特色及びリスクの特性を考慮し、実質的な投資先を含め運用に及ぼす影響の大きいものの概ね上位10銘柄について記載すること。</u> b <u>運用実績の記載については、図表等を用いて投資者が容易に理解することができるよう、分かりやすく記載すること。</u> (6) <u>手続・手数料等</u> a <u>投資者が申込みから換金（解約）までの間に行うべき手続として、第四号の二様式「記載上の注意」（8）、（10）、（13）及び（41）から（47）までにより記載すべき事項を簡潔に記載すること。</u> b <u>第四号の二様式「記載上の注意」（26）に規定する「手数料等」として、同（26）から（30）までにより記載すべき事項を簡潔に記載すること。また、第四号の二様式「記載上の注意」（31）により記載すべき事項のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものについて記載すること。</u> (7) <u>追加的情報</u> <u>（3）から（6）までに掲げる事項のほか、この目論見書に係る外国投資信託受益証券についての有価証券届出書に記載された事項のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼす事項がある場合には、「追加的記載事項」と明記して記載すること。</u> <u>なお、「追加的記載事項」の記載については、投資者がその内容を容易に理解することができるよう、分かりやすく記載すること。</u>	
---	--

改 正 案	現 行
第二十六号様式 (日本工業規格 A 4) 届出日：平成 年 月 日 電子公告届出書 (略)	第二十五号様式 (日本工業規格 A 4) 届出日：平成 年 月 日 電子公告届出書 (略)